

【多摩の森林再生事業等森林保全施策の着実な推進】

- ・多摩の森林再生事業については、森林所有者の十分な理解が得られず計画面積が達成できていない状況である。今後、着実に事業を実施していくため、手法の見直しや普及啓発に努めるなどの方策の検討が必要である。

【里山など丘陵地の保全】

- ・開発許可制度（自然保護条例）により、一定規模の緑地を確保する成果はあがっているが、今後は、豊かで質の高い自然地をより多く保全していくため、現行制度の強化などについて検討する必要がある。
- ・豊かな自然環境を有する地域については、緑地保全に係る既存制度の活用などその確保のための方策について検討する必要がある。
- ・東京グリーンシップ・アクションなど緑の保全を企業との連携により進めていくためには、多数の企業参加が不可欠であるため、企業の社会貢献活動の場を提供するだけでなく、表彰制度など企業のインセンティブとなる方策を検討する必要がある。
- ・現在一部の保全地域については、ボランティア団体が下草刈り等の手入れを実施しているが、他の保全地域では十分な手入れが行き届いていない状況である。今後、保全地域の緑を適正に保全、管理していくためには、その費用を確保するための方策を検討する必要がある。

【緑の回復と保全】

- ・緑化計画書制度(自然保護条例)は、敷地面積1,000m²以上の新築建築物に対して一定規模以上の緑の確保を求めている。今後、市街地において、質の高い緑をより多く確保していくためには、現行制度の強化などについて検討するとともに、屋敷林等既存樹林地を有する建築物等について、税制等を含め、緑を確保するための方策を検討する必要がある。
- ・農地については、過去10年で、「生産緑地」に比べ「宅地化農地」が大幅に減少している。今後、農地を保全していくための方策を検討する必要がある。

【緑の連続性の確保】

- ・連続した緑の軸を形成するため、道路、公園、河川等公共施設における緑化整備を推進しているが、緑の軸周辺の民間施設における緑化誘導、崖線などに残された緑を保全するための方策が不十分であるため、里山など丘陵地の保全と同様に、有効な方策を検討する必要がある。
- ・緑のネットワークの形成を図るために、広域的な骨格としての緑と街中の身近な緑とを関連付けるための方策が必要である。特に、都市づくりの中で誘導していくような仕組みについての検討が必要である。

【緑施策の再構築】

- ・最新のみどり率調査によると、東京の緑は、依然として減少を続けていることから、これ以上の緑の減少を食い止め、東京の緑をよみがえらせるため、既存施策の見直しを検討する必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第2節 水質の保全と水循環・水辺環境の再生	1 河川・海域における水質の改善	<p>■生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多摩地域における下水道普及率の向上 (H17年度末実績：区部100%、多摩95%) <p>■工場・事業場対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例により、窒素、りんの上乗せ基準を設定し、対象となる事業所の排水規制を強化 ◆下水の高度処理の促進及び合流式下水道の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・高度処理は5箇所の水再生センターで実施(H17年度末) <p>■非特定汚染源対策など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境調和型農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農薬や化学肥料の使用抑制、家畜糞等未利用有機資源の有効利用などにより、農業由来の汚濁負荷を低減 <p>■自浄機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多自然型工法による河川・港湾の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・水域の生育環境を確保するため、干潟機能を有する緩傾斜護岸の整備、良質土砂による護岸前面の覆土等を実施
	2 水循環の再生	<p>■雨水浸透・貯留</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一定規模以上の揚水施設設置者に対しては、環境確保条例に基づき雨水浸透の積極的実施を指導 ◆野川流域で雨水浸透ます設置補助事業を実施している区市に対し、補助金を交付 <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度から17年度までに、約20,000基を設置 <p>■河川水量の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆鉄道等のトンネルから湧出する地下水を環境用水として河川等へ導水 <ul style="list-style-type: none"> ・姿見の池、立会川、不忍池、渋谷川・古川、石神井川で実施 ◆水再生センターからの高度処理水等を中小河川等に導水する清流復活事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・城南三河川（渋谷川・古川、目黒川、呑川）、野火止用水、玉川上水、千川上水において実施 <p>■再生水等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ビルのトイレ用水、環境用水などとして供給 <ul style="list-style-type: none"> ・西新宿・中野坂上地区、品川駅東口地区、大崎地区、汐留地区へトイレ用水などとして供給 (H15年度約7,600m³/日) ・清流復活事業として城南三河川などへ供給 (H16年度約111,100m³/日) <p>■地下水の保全と地盤沈下の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境確保条例、工業用水法に基づく揚水規制の実施及び揚水量の把握 ◆地下水位及び地盤変動量のモニタリングを実施
	3 水辺環境の保全と再生	<p>■うるおいのある公園と水辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海上公園における親水空間の整備、河川・運河における親水護岸の整備 <p>■湧水などの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東京都湧水の保護と回復に関する指針を策定し、区市町村と連携した湧水保全を実施（平成14年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・東京の名湧水57選を選定、公表（平成15年1月） <p>■身近な水辺環境の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆お台場海浜公園を安心して遊べる空間とするため、水質浄化実験を実施（平成15年度より） <ul style="list-style-type: none"> ・取水した海水を砂ろ過、紫外線殺菌し、5,000m³/日を年間約200日、公園に放流

【河川・海域における水質の改善】

- ・河川に比べ海域の水質については改善が遅れているため、今後、下水の高度処理の促進、雨天時の公共用水域への負荷量削減などの改善策を検討する必要がある。
- ・非特定汚染源対策については、具体的な施策がほとんど講じられていない状況であるため、汚濁負荷の低減策など効果的な対応策を検討する必要がある。

【雨水浸透・貯留】

- ・雨水浸透対策については、雨水浸透ますの設置、透水性舗装の普及、緑地の保全・回復などに努めてきた。今後は、雨天時の雨水流出抑制など治水対策と合わせて、施策を再構築する必要がある。また、雨水浸透が有効な地域については、まちづくりと連携した対策の推進方策を検討する必要がある。

【再生水等の活用】

- ・下水再生水等を業務ビルなどの雑用水に利用するためには、供給側のインフラ整備だけでなく、需要側の施設整備が必要となるため、これまで限られたエリアしか供給されていない。今後、業務ビル等への利用拡大を図るために、大規模開発予定地域をターゲットに利用を促進するとともに、既導入地域の拡大などの検討が必要である。

【地下水の保全と地盤沈下の防止】

- ・地盤沈下は、沈静化傾向にあるが、都内の多くの地域では依然としてわずかながら地盤沈下が観測されている。このため、地盤沈下と地下水位の監視を継続しながら、温泉を含めた地下水管理の方策を検討する必要がある。

【湧水などの保全】

- ・湧水の保全については、これまで、湧水保全対策指針の策定、東京の名湧水の選定など区市町村との連携により実施してきたが、湧水の保全と緑の保全は密接に関係しているため、今後、緑施策と連携した保全策を検討する必要がある。

【うるおいのある公園と水辺の整備、身近な水辺環境の回復、河川水量の確保】

- ・水辺環境の整備・改善については、河川・海辺と一体となった公園、親水護岸などの施設整備、清流復活事業などによる河川水量の確保、お台場海浜公園の水質浄化実験などの水質改善に努めてきた。今後は、ヒートアイランド現象の緩和など他の環境施策への寄与を視野に入れ、市街地において身近な水辺環境を確保するための方策を検討する必要がある。

基本計画の分野		これまでの主な取組
第3節 生物多様性の確保と自然とのふれあい	1 生物多様性の確保	<p>■生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然保護条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動植物保護区の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに希少動植物種及び希少動植物保護区の指定は行なわれていない。保全地域における野生動植物保護地区は3地区を指定 ◆シカによる自然植生や農林業被害を防止するため、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に東京都シカ保護管理計画を策定。現在、この計画に基づく対策を実施中 ◆個体数の減少により回復が困難な希少野生動植物の保護・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・小笠原の固有種であるアカガシラカラスバト保護増殖を実施（平成12年度より） ◆小笠原諸島における移入動植物の防除及び排除 <ul style="list-style-type: none"> ・ノヤギの排除について、平成9年度から15年度までに聟島列島（4島）で実施、平成16年度より兄島で着手
	2 環境と観光の調和	<p>■環境と観光の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然保護と観光の両立のための仕組みづくり（東京都版エコツーリズム）を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱を策定（平成14年7月） <ul style="list-style-type: none"> （東京都認定ガイド同行の義務付け、人数制限や利用期間の設定等のルールを定めることを規定） ・平成15年4月より小笠原諸島の南島及び母島石門で、平成16年4月より御藏島でエコツーリズムを開始 ◆自然公園利用者のマナー向上の指導等をおこなう東京都自然保護員（都レンジャー）の配置（平成16年度より） <ul style="list-style-type: none"> ・現在、高尾3名、奥多摩3名、御岳3名、小笠原3名の計12名を配置 ◆小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けた取組を開始（平成15年度より） <ul style="list-style-type: none"> ・保護担保措置として、国立公園計画の変更について検討とともに、移入種対策として、ノヤギの排除を実施
	3 生活の中での身近な自然の回復	<p>■生活の中での身近な自然の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な生き物の生活空間づくり <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及びその敷地における緑化（緑化計画書制度による指導）

・カラス、ニホンジカなど、過度な繁殖により人間生活に支障を及ぼす野生動物については、これまで、適正な個体数管理を推進するための施策を個別に実施し、着実に成果を上げてきた。一方、絶滅のおそれのある野生動植物種保護策のひとつである希少野生動植物種及び希少野生動植物保護区については、現在、指定されていないため、今後、土地所有者との調整や乱獲等の課題について検討が必要である。

・外来生物法が施行され、国は特定外来生物の指定を段階的に進めているが、具体的な防除方策等についてはまだ示していない状況である。今後、効果的な防除手法の確立及び防除事業の実施などについて、国等と調整していく必要がある。

・自然公園などの自然地については、自然の保護と利用の適正なバランスを図るため、来訪者の適正な利用、利用に合わせた適切な管理及び施設整備が必要であることから、エコツーリズム、レンジャー制度など既存施策を有効に活用するとともに、既存の仕組では対応できない事項、地域毎の特性を活かすための方策、施設整備の方向性を新たに検討する必要がある。

・貴重な自然環境を有する小笠原諸島では、移入種であるノヤギの排除など世界自然遺産登録に向けた取り組みを実施してきた。今後、移入種対策や保護担保措置の強化（国立公園の保護規制等）について、国、地元自治体（小笠原村）など関係者との協議を早急に進め、登録推薦に向けた取組を強化する必要がある。

・身近な生き物の生息空間であるビオトープについては、環境教育の観点から、小中学校を中心に各区市が積極的に整備を推進している。また、民間施設においては、屋上緑化に付随して設置するなどの拡張が見られるため、引き続き、自然保護条例に基づく緑化指導などを通じて協力を求めていく必要がある。

(4) 「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」の取組について

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等
第1節 環境配慮を優先した都市づくりの推進 1 都市基盤整備における一層の環境配慮	<p>◆「ヒートアイランド対策取組方針」の策定（平成15年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的組織「東京都ヒートアイランド対策推進会議」における検討を踏まえ、今後の対策の方向性を総合的に取りまとめ ・都施工の道路や市街地整備事業におけるヒートアイランド対策の実施を指針化 <p>（例） ○「市街地整備事業におけるヒートアイランド対策施設整備指針」（平成15年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都が施工する市街地再開発事業で整備する施設建築物 ・施工者が設計を行う際には、本整備基準に基づき施設建築物の設計を行う。特定建築者を募集する際には、特定建築者等公募要領に「施設建築物におけるヒートアイランド対策への配慮事項」を添付し、同配慮事項の遵守を特記 *都が施工する土地区画整理事業で売却する保留地に建築される建築物についても本指針を準用 <p>○環境や地域に配慮した舗装体系（平成16年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面温度上昇抑制のための「保水性舗装」の実施 (平成16年度末；4.5km) <p>◆「ヒートアイランド対策ガイドライン」の策定（平成17年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京の大半を占める民間建築物やその敷地でのヒートアイランド対策を推進するため、建物の建築主・設計者が、建物の新築・改修時に活用できるよう、東京都区部における熱環境の状況や各地域に適した対策メニューを取りまとめ <p>◆「風の道」を活かした都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大崎駅周辺地域における目黒川を活用した環境負荷軽減への取組み（目黒川を軸とした風の道の確保） ・「風の道」の大規模な実測調査への参加 (国土交通省総合技術開発プロジェクト) ・都市開発に合わせた緑やオープンスペースの確保、親水空間の整備など都市の環境改善のほか、風の道の確保についても、より効果の高い手法等の検討を進めている。 <p>◆「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」の策定 (平成16年7月)</p> <p>〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画・設計、施工、維持管理の各段階で、環境に関する評価、検証を実施 ・事業者（事業所管部署）は、「チェックシート」により自己検証を実施 ・小笠原支庁内に「環境配慮審査委員会」を設置し、環境配慮の適否を審査。必要な場合は事業者に申し入れを行う。 ・設計概要説明書、チェックシートなど審査にかかる資料を公開 ・工事請負業者に環境配慮講習を実施 <p>◆多自然型工法による河川・港湾の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域の生育環境を確保するため、干潟機能を有する緩傾斜護岸の整備、良質土砂による護岸前面の覆土等を実施 <p>◆海上公園における親水空間の整備、河川・運河における親水護岸の整備</p>

区分		各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等																														
第1節 環境配慮を優先した都市づくりの推進		<p><施策の展開に向けた課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備における環境配慮の必要性は、ヒートアイランド対策等を契機に一層強く認識されるようになってきた。今後は、環境配慮の内容が、環境基本計画に示す施策と、より明確に整合するような仕組みづくりの検討が必要である。 ・環境影響評価制度以外での取組として、環境影響評価制度の対象とならない、より上位の基本方針や基本計画等については、計画策定時に、環境への配慮がなされるよう調整等を実施しているが、一層明確なルールを検討する必要がある 																														
2 「環境都市基盤」の整備		<p>■再生可能エネルギー施設の設置など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「有明水素ステーション」の設置（平成15年6月運営開始） ◆風力・太陽光発電設備の設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・「風力発電パイロット事業」；中央防波堤埋立地に、民間企業と協働で大型風力発電設備（東京風ぐるま）を設置 平成15年3月稼動 850kW×2基 一般家庭約800世帯分の電力を発電 ・浄水場等に大規模太陽光発電を導入（平成16年度末現在：2123kW） 平成15～18年度までに合計8浄水場で（総発電規模約5200kW）順次実施。朝霞浄水場の設備（1200kW）は国内最大規模 <p>■産業廃棄物処理施設整備の促進など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーイコタウン事業により廃棄物処理・リサイクル施設を整備 <p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>再生可能エネルギー施設をはじめとする環境都市基盤施設について、中長期的な導入目標やシナリオを明確にしていく必要がある。</p>																														
3 環境影響評価制度の推進		<p>■環境影響評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計画段階アセスメント制度の条例化（平成14年7月） <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定段階において、複数の計画案を環境面から比較・評価 ・計画アセスの対象は、東京都の大規模な事業計画（複合的・累積的な環境影響に対応するため、広域的な計画も対象） *2事業で手続き実施（豊洲新市場建設計画、国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線） <p>[現在の東京都環境影響評価条例手続に至る主な経緯]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">東京都環境影響評価条例</th> <th>(計画段階の環境アセスメントの検討)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 55 年 10 月</td> <td>条例を制定、アセス手続開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 5 年 2 月 東京都総合環境アセスメント制度検討委員会を設置、新たな制度について検討開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 10 年 6 月 総合環境アセスメント制度試行指針、試行実施要領を策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 10 年 10 月 東京都総合環境アセスメント試行審査会を設置</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年 12 月</td> <td>条例を改正、調査計画書に係る手続を追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 12 年 3 月～平成 13 年 4 月 制度の試行（東京都都市計画道路幹線街路放射第 5 号線及び三鷹都市計画道路三・②・2 号線）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 13 年 10 月 「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて」答申（試行審査会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 14 年 4 月 「計画段階環境影響評価制度の導入等について」答申（審議会）</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年 7 月</td> <td>条例を改正、計画段階アセス手続を追加</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>環境影響評価制度におけるヒートアイランド対策のあり方等について検討を行っていく必要がある。</p>	東京都環境影響評価条例		(計画段階の環境アセスメントの検討)	昭和 55 年 10 月	条例を制定、アセス手続開始				平成 5 年 2 月 東京都総合環境アセスメント制度検討委員会を設置、新たな制度について検討開始			平成 10 年 6 月 総合環境アセスメント制度試行指針、試行実施要領を策定			平成 10 年 10 月 東京都総合環境アセスメント試行審査会を設置	平成 10 年 12 月	条例を改正、調査計画書に係る手続を追加				平成 12 年 3 月～平成 13 年 4 月 制度の試行（東京都都市計画道路幹線街路放射第 5 号線及び三鷹都市計画道路三・②・2 号線）			平成 13 年 10 月 「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて」答申（試行審査会）			平成 14 年 4 月 「計画段階環境影響評価制度の導入等について」答申（審議会）	平成 14 年 7 月	条例を改正、計画段階アセス手続を追加	
東京都環境影響評価条例		(計画段階の環境アセスメントの検討)																														
昭和 55 年 10 月	条例を制定、アセス手続開始																															
		平成 5 年 2 月 東京都総合環境アセスメント制度検討委員会を設置、新たな制度について検討開始																														
		平成 10 年 6 月 総合環境アセスメント制度試行指針、試行実施要領を策定																														
		平成 10 年 10 月 東京都総合環境アセスメント試行審査会を設置																														
平成 10 年 12 月	条例を改正、調査計画書に係る手続を追加																															
		平成 12 年 3 月～平成 13 年 4 月 制度の試行（東京都都市計画道路幹線街路放射第 5 号線及び三鷹都市計画道路三・②・2 号線）																														
		平成 13 年 10 月 「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて」答申（試行審査会）																														
		平成 14 年 4 月 「計画段階環境影響評価制度の導入等について」答申（審議会）																														
平成 14 年 7 月	条例を改正、計画段階アセス手続を追加																															

区分		各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等				
	4 建築物の環境配慮を進めるための仕組みの推進・強化	<p>■環境配慮設計の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「建築物環境計画書」制度の強化（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」を改正し、「エネルギーの使用の合理化」など、新築建築物の環境性能を評価する評価項目を拡充 ◆マンションの環境性能表示制度の創設（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、延床面積10000m²超の新築マンションについて、販売時に、広告等へ環境性能の表示を義務付け <p>＜施策の展開に向けた課題等＞</p> <p>強化した条例制度の効果的な運用を進めるとともに、条例制度の対象とならない規模の新築建築物や既築建築物の環境配慮を進めるための仕組みも必要である。</p>				
第2節 経済的手法の活用	<p>1 経済的手法による負荷低減への誘導</p> <p>2 環境施策の一環としての環境税</p> <p>3 地方税としての環境税</p>	<p>■環境税（炭素税）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東京都税制調査会における検討 <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国では地球温暖化対策のための環境税（炭素税）がポリシーミックスによって一定の政策効果をあげている。こうした諸外国の実情、世界の趨勢からすると、二酸化炭素の排出量の抑制などの地球温暖化対策を推進していく上で、化石燃料の炭素含有量等を課税対象とした「環境税（炭素税）」を導入することは、有効な方策であると考えられる（平成13年度答申） ・「将来、資源エネルギー対策財源、温暖化対策財源として温暖化対策税（炭素税）が導入される場合には、既存の燃料課税を整理して国と地方の配分や燃料間の税負担の調整を図りつつ、地方税として構成することが適当である」（平成16年度答申） <p>■金融機関との連携による環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆金融機関の環境配慮行動を求める「環境金融プロジェクト」の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・都内金融機関（20行・2協会）の参加をえて、「環境ファイナンス東京会議」開催（平成17年5月） ・知事名で環境対策の推進に資する環境金融商品の開発を要請 ・具体的な商品の実現可能性について金融機関と個別に意見交換を実施 ・平成18年3月末までに、4つの金融機関※から、新たな環境金融商品が誕生 <p>※新たに環境金融商品を開発した金融機関 商工組合中央金庫、東日本銀行、住友信託銀行、みずほ銀行及びオリエントコーポレーション</p> <p>■都監理団体や区市町との連携による環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場における低公害車の料金割引措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の駐車場料金割引措置は、平成13年4月から開始 ・東京都道路整備保全公社をはじめとする都の監理団体の駐車場、都区市町の駐車場などに順次拡大（現在364の駐車場で実施中） <p>■「グリーン購入」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「東京都グリーン購入ガイド」における対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・都が進める環境施策の方向性を踏まえ、都の物品（消耗品及び備品）のうち購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なものを対象として順次追加 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>省エネ対策</td><td>●省電力型の「照明・家電製品」を追加（平成15年度改定） (対象品目：蛍光管・蛍光灯照明器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ビデオ)</td></tr> <tr> <td>全般にまたがる事項</td><td>●VOC対策として「低VOC塗料」の使用を規定（平成16年度改定） ・冷蔵庫：塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること ・製品の素材表示がなされていること ●有害化学物質対策として、欧州ROHS規制に対応し、家電製品に鉛、臭化ビフェニルなどを極力使用しないように規定（平成17年度改定）</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・都施設における「電気のグリーン購入」の開始 ・「電気」をグリーン購入の対象品目に指定し、購入する電気について5%以上の再生可能エネルギーの利用を要請 	省エネ対策	●省電力型の「照明・家電製品」を追加（平成15年度改定） (対象品目：蛍光管・蛍光灯照明器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ビデオ)	全般にまたがる事項	●VOC対策として「低VOC塗料」の使用を規定（平成16年度改定） ・冷蔵庫：塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること ・製品の素材表示がなされていること ●有害化学物質対策として、欧州ROHS規制に対応し、家電製品に鉛、臭化ビフェニルなどを極力使用しないように規定（平成17年度改定）
省エネ対策	●省電力型の「照明・家電製品」を追加（平成15年度改定） (対象品目：蛍光管・蛍光灯照明器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ビデオ)					
全般にまたがる事項	●VOC対策として「低VOC塗料」の使用を規定（平成16年度改定） ・冷蔵庫：塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること ・製品の素材表示がなされていること ●有害化学物質対策として、欧州ROHS規制に対応し、家電製品に鉛、臭化ビフェニルなどを極力使用しないように規定（平成17年度改定）					

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等								
		<p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>「環境金融プロジェクト」によって開始された金融機関との協力を一層推進するとともに、グリーン購入、料金割引制度などの手法を、更に、他分野、他自治体、民間企業などにも拡大していく必要がある。また、税制の積極的な活用についても検討する必要がある。</p>							
第3節 環境産業の育成	<p>■都の環境施策を契機とする環境産業の発展</p> <p>◆環境基本計画の策定以降、都の環境施策の展開により、特に、以下4分野での製品・技術開発が進展</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>自動車排ガス対策</td><td>ディーゼル車排出ガス規制を契機に、これまでわが国では殆ど存在しなかった、使用過程車への後付け型のDPF・酸化触媒の技術開発が急速に進み、商品化</td></tr> <tr> <td>ヒートアイランド対策</td><td>管理が容易な屋上等緑化技術等の開発や商品化。壁面緑化や高反射率塗料の技術開発や商品化</td></tr> <tr> <td>省エネ対策</td><td>地球温暖化対策計画書制度の強化を契機に、ESCO事業など事業者向け省エネ対策の商品化等が進展</td></tr> <tr> <td>土壤汚染対策</td><td>特に都市部の狭小な敷地における様々な土壤汚染調査手法や低コスト土壤浄化手法の技術開発等を要請、誘導</td></tr> </tbody> </table> <p>◆スーパーエコタウン事業により、新たな環境産業の立地を促進</p> <p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>【今後の環境政策の方向性の提示が必要】環境政策の推進に有効な環境技術の開発等を促すためにも、今後の環境政策の方向性を的確に示していく必要がある。</p>	自動車排ガス対策	ディーゼル車排出ガス規制を契機に、これまでわが国では殆ど存在しなかった、使用過程車への後付け型のDPF・酸化触媒の技術開発が急速に進み、商品化	ヒートアイランド対策	管理が容易な屋上等緑化技術等の開発や商品化。壁面緑化や高反射率塗料の技術開発や商品化	省エネ対策	地球温暖化対策計画書制度の強化を契機に、ESCO事業など事業者向け省エネ対策の商品化等が進展	土壤汚染対策	特に都市部の狭小な敷地における様々な土壤汚染調査手法や低コスト土壤浄化手法の技術開発等を要請、誘導
自動車排ガス対策	ディーゼル車排出ガス規制を契機に、これまでわが国では殆ど存在しなかった、使用過程車への後付け型のDPF・酸化触媒の技術開発が急速に進み、商品化								
ヒートアイランド対策	管理が容易な屋上等緑化技術等の開発や商品化。壁面緑化や高反射率塗料の技術開発や商品化								
省エネ対策	地球温暖化対策計画書制度の強化を契機に、ESCO事業など事業者向け省エネ対策の商品化等が進展								
土壤汚染対策	特に都市部の狭小な敷地における様々な土壤汚染調査手法や低コスト土壤浄化手法の技術開発等を要請、誘導								
<p>◆八都県市によるディーゼル車排出ガス規制の共同実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の呼びかけに応え、埼玉県、千葉県、神奈川県が、都とほぼ同様のディーゼル車排出ガス規制の条例を制定 ・七都県市(現、八都県市)首脳会議でディーゼル車対策推進本部を設置(平成14年9月)し、平成15年10月から、一都三県の全域で走行規制を開始 ・平成18年4月からは、東京都と埼玉県で、条例に定めるディーゼル車排出ガス規制の第二段階規制を開始 ・年3回程度、八都県市による一斉取組として、合同取締や周知活動を実施 <p>*首都圏3400万人を対象とした、広範な地域での地方自治体の共同による走行規制は、世界に例を見ないものであり、地方主導の先駆的な環境行政のモデルといえる。</p> <p>◆八都県市における共同キャンペーン等の実施</p> <p>「八都県市あおぞらネットワーク」、「八都県市温暖化防止キャンペーン」、「八都県市リサイクルスクエア」、「八都県市不法投棄撲滅(八都県市廃棄物問題検討委員会)」</p> <p>(産業廃棄物に係る監視体制等の強化)</p> <p>◆近隣27都県市で「産廃スクラム27」(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会)を組織</p> <p>平成12年に発足し、現在、1都11県15市の27自治体が参加。高速道路料金所など12か所において、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施</p> <p>(家庭部門における温暖化対策の首都圏・全国レベルでの展開)</p> <p>◆家電製品等の省エネラベリングキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年夏に都が実施した省エネラベリングのキャンペーンについては、現在、八都県市及び全国省エネラベル協議会で実施(22の都道府県の地域で実施) ・都及び首都圏等の取組が全国へ拡大(国では、省エネ法を改正し、省エネ性能の相対評価等を行なう表示判断基準を作成(平成18年秋から施行予定) <p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>これまでの実績等をふまえ、今後、温暖化対策、みどりの保全と再生など他の分野でも首都圏の連携を更に強化していく必要がある。</p>									
第4節 首都圏連携と広域自治体としての役割	<p>1 首都圏レベルでの広域連携</p>	<p>◆八都県市によるディーゼル車排出ガス規制の共同実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の呼びかけに応え、埼玉県、千葉県、神奈川県が、都とほぼ同様のディーゼル車排出ガス規制の条例を制定 ・七都県市(現、八都県市)首脳会議でディーゼル車対策推進本部を設置(平成14年9月)し、平成15年10月から、一都三県の全域で走行規制を開始 ・平成18年4月からは、東京都と埼玉県で、条例に定めるディーゼル車排出ガス規制の第二段階規制を開始 ・年3回程度、八都県市による一斉取組として、合同取締や周知活動を実施 <p>*首都圏3400万人を対象とした、広範な地域での地方自治体の共同による走行規制は、世界に例を見ないものであり、地方主導の先駆的な環境行政のモデルといえる。</p> <p>◆八都県市における共同キャンペーン等の実施</p> <p>「八都県市あおぞらネットワーク」、「八都県市温暖化防止キャンペーン」、「八都県市リサイクルスクエア」、「八都県市不法投棄撲滅(八都県市廃棄物問題検討委員会)」</p> <p>(産業廃棄物に係る監視体制等の強化)</p> <p>◆近隣27都県市で「産廃スクラム27」(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会)を組織</p> <p>平成12年に発足し、現在、1都11県15市の27自治体が参加。高速道路料金所など12か所において、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施</p> <p>(家庭部門における温暖化対策の首都圏・全国レベルでの展開)</p> <p>◆家電製品等の省エネラベリングキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年夏に都が実施した省エネラベリングのキャンペーンについては、現在、八都県市及び全国省エネラベル協議会で実施(22の都道府県の地域で実施) ・都及び首都圏等の取組が全国へ拡大(国では、省エネ法を改正し、省エネ性能の相対評価等を行なう表示判断基準を作成(平成18年秋から施行予定) <p><施策の展開に向けた課題等></p> <p>これまでの実績等をふまえ、今後、温暖化対策、みどりの保全と再生など他の分野でも首都圏の連携を更に強化していく必要がある。</p>							

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等											
第4節 首都圏連携と広域自治体としての役割	<p>■区市町村の環境施策への支援と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境科学研究所によるダイオキシン類対策への技術的支援・助言など <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等が行った各種調査に対し、分析方法や推定される原因や調査結果の評価についての技術的支援・助言を実施 ・区市町村等が行う環境施策についての科学的助言を行うことで、より的確な環境対策の推進へ貢献 ◆容器包装リサイクル法の改正に係る国への提案 <ul style="list-style-type: none"> ・都内区市町村と共同で東京都容器包装リサイクル自治体連絡会を設置し、容器包装利用量の報告・公表制度の導入や分別収集を事業者の責任とすることなど、法の抜本的改正を提案。全国の自治体とも連携し国に実現を求めた結果、提案内容のうち事業者が容器包装廃棄物の発生抑制促進のために取り組むべき事項を省令で定めること、容器包装を多量に利用する事業者に使用量等の方向を義務付けることが改正案に盛り込まれた。 ◆廃棄物行政講習会などで、区市町村へ家庭ごみ有料化に関する情報などを提供 ◆島しょ地域の管理型最終処分場（大島、八丈島）の運営・整備に対する技術支援 <p style="text-align: center;"><施策の展開に向けた課題等></p> <p>環境科学研究所においては、広域自治体である都における環境分野の研究機関として、区市町村等の環境対策のサポート等の技術的支援・助言等を引き続き強化していく必要がある。</p> <p>また、廃棄物対策における区市町村との連携等のこれまでの実績等を踏まえ、今後、温暖化対策、みどりの保全と再生など他の分野においても、より緊密な連携を図っていく必要がある。</p>											
推進5節 情報受発信機能の強化とパートナーシップの 推進	<p>■局自主媒体による広報等 (インターネット等による積極的な情報提供など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境局ホームページでの積極的な情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年2月の開設以降総アクセス数は約6200万件を超過(16年度末) ・月平均で131万件のアクセス実績(16年度) ・アクセス実績を内容別にみると、大気汚染地図情報やディーゼル車排出ガス規制に関するアクセス数が多い。 (参) 環境局ホームページのアクセスランキング (平成16年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">〔上位10位のサイト〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 大気汚染地図情報（速報、日報、都庁舎からの映像等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 自動車公害対策（ディーゼル車排出ガス規制、TDM等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 自然環境情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 産業廃棄物情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 ヒートアイランド関連</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6 環境の規制情報 (大気、水質、騒音振動、揚水規制、公害防止管理者等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7 「建築物環境計画書」制度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">8 有害化学物質対策 (PRTR、土壤汚染、VOC、ダイオキシン等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">9 地球温暖化対策</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10 環境科学研究所</td> </tr> </table> ◆パンフレット「東京の環境」の発行（毎年） <ul style="list-style-type: none"> ・東京の環境の現状と対策などについて、解説 ・13000部作成(平成16年度)、都民情報ルームで有償頒布 ◆「中央防波堤埋立処分場」における一般向け見学コースの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・見学者総数62620人(16年度)。内、85%は小中学生の社会科見学(53584人) 	〔上位10位のサイト〕	1 大気汚染地図情報（速報、日報、都庁舎からの映像等）	2 自動車公害対策（ディーゼル車排出ガス規制、TDM等）	3 自然環境情報	4 産業廃棄物情報	5 ヒートアイランド関連	6 環境の規制情報 (大気、水質、騒音振動、揚水規制、公害防止管理者等)	7 「建築物環境計画書」制度	8 有害化学物質対策 (PRTR、土壤汚染、VOC、ダイオキシン等)	9 地球温暖化対策	10 環境科学研究所
〔上位10位のサイト〕												
1 大気汚染地図情報（速報、日報、都庁舎からの映像等）												
2 自動車公害対策（ディーゼル車排出ガス規制、TDM等）												
3 自然環境情報												
4 産業廃棄物情報												
5 ヒートアイランド関連												
6 環境の規制情報 (大気、水質、騒音振動、揚水規制、公害防止管理者等)												
7 「建築物環境計画書」制度												
8 有害化学物質対策 (PRTR、土壤汚染、VOC、ダイオキシン等)												
9 地球温暖化対策												
10 環境科学研究所												

区分		各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等																															
第5節 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進		<p>■海外向け情報発信等（国際交流等の推進）</p> <p>◆海外向け情報発信等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の施策概要(パンフレット「東京の環境」)英語版のホームページ上での公表 ・アクセス件数 総計約5200件。月平均約420件(平成16年度実績) <p>◆海外からの訪問者への対応（平成16年度実績）</p> <p>※このほか、担当部署での個別対応の実績も多</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱部署</th> <th>総人數</th> <th>件数</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部企画調整課</td> <td>123</td> <td>18</td> <td>韓国・中国等アジア、中東、東欧諸国等の自治体職員</td> </tr> <tr> <td>都廃棄物埋立管理事務所</td> <td>522</td> <td>34</td> <td>(大気汚染の固定発生源対策、廃棄物対策、水質管理対策、ディーゼル車排出ガス規制、ヒートアイランド対策等のヒアリングが目的)</td> </tr> <tr> <td>都環境科学研究所</td> <td>115</td> <td>15</td> <td>アジア、JICA、外国企業等（研究内容についてのヒアリング等が目的）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆海外研究者等との意見交換・シンポジウム等への積極的な参画</p> <p>ディーゼル車排出ガス対策、温暖化・ヒートアイランド対策、屋上等緑化などについて、海外の研究者との意見交換や、海外で実施されるシンポジウム等において都の施策紹介等を実施</p> <p>◆企業・NPOとともに、ドイツ・イギリス政府との共同キャンペーンを実施</p> <p>平成17年夏、民間企業等の出資・協力で、温暖化対策に積極的に取り組むドイツやイギリスの政府とともに、温暖化対策の強化を呼びかける一連のキャンペーンを共同実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ環境省等とともに、「日本におけるドイツ年」関連イベントとして、『ドイツTOKYOしんじゅく環境展』を開催(平成17年7月。新宿駅西口広場にて。) ・英国大使館等とともに、世界的な写真家集団マグナム・フォト撮影による地球温暖化に関する写真展(「ゼロ・カーボン・シティ東西南北写真展～気候変動の360度展望～」)を開催(平成17年9月。都庁展望室にて。) <p>■広聴・公害紛争処理</p> <p>◆都民の声の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度受付件数:7295件 ・主な内訳:カラス対策、ディーゼル車規制、エネルギー・地球温暖化、野生動植物の保護等に関する意見が多い。 <p>◆公害苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例に基づき、公害対策に関する多くの事務が、区市に移譲されており、都と区市が各業務分担に応じて苦情処理を実施 ・都は、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員を設置し、都民等からの苦情相談に対応 ・平成15年度受付件数:8,479件(区市町村受付分を含む)。「騒音」に関する苦情が、約38%(3,180件)と最も多い。 <p>[苦情相談受付件数の推移(過去10年間)] [現象別受付件数(平成15年度)]</p> <table border="1"> <caption>現象別受付件数(平成15年度)</caption> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>大気</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>		取扱部署	総人數	件数	概要	総務部企画調整課	123	18	韓国・中国等アジア、中東、東欧諸国等の自治体職員	都廃棄物埋立管理事務所	522	34	(大気汚染の固定発生源対策、廃棄物対策、水質管理対策、ディーゼル車排出ガス規制、ヒートアイランド対策等のヒアリングが目的)	都環境科学研究所	115	15	アジア、JICA、外国企業等（研究内容についてのヒアリング等が目的）	現象	件数	騒音	38%	大気	26%	悪臭	15%	振動	5%	水質	1%	その他	15%
取扱部署	総人數	件数	概要																														
総務部企画調整課	123	18	韓国・中国等アジア、中東、東欧諸国等の自治体職員																														
都廃棄物埋立管理事務所	522	34	(大気汚染の固定発生源対策、廃棄物対策、水質管理対策、ディーゼル車排出ガス規制、ヒートアイランド対策等のヒアリングが目的)																														
都環境科学研究所	115	15	アジア、JICA、外国企業等（研究内容についてのヒアリング等が目的）																														
現象	件数																																
騒音	38%																																
大気	26%																																
悪臭	15%																																
振動	5%																																
水質	1%																																
その他	15%																																

区分		各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等																																																																			
第5節 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進		<p>◆公害紛争の処理（東京都公害審査会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害紛争処理法に基づき、東京都公害審査会（知事の附属機関）を設置 ・対象となる紛争は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の典型7公害に係る民事上の紛争 <p>[紛争事件の処理状況(平成17年9月末現在)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付件数</th> <th colspan="5">処理内容</th> </tr> <tr> <th>解決</th> <th>打切り</th> <th>取下げ</th> <th>係争中</th> <th>公害等調整委員会への引継ぎ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あっせん</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調停</td> <td>174</td> <td>98</td> <td>59</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>仲裁</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>181</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>公害規制別内訳(合計181件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音</td> <td>70件</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>大気汚染</td> <td>43件</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>地盤沈下</td> <td>2件</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>水質汚濁</td> <td>5件</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>土壤汚染</td> <td>1件</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>12件</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>13件</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>								受付件数	処理内容					解決	打切り	取下げ	係争中	公害等調整委員会への引継ぎ等	あっせん	7	4	3	0	0	調停	174	98	59	12	1	仲裁	0	—	—	—	—	(計)	181	102	62	12	1	4	規制	件数	割合	騒音	70件	38%	大気汚染	43件	24%	地盤沈下	2件	2%	水質汚濁	5件	3%	土壤汚染	1件	1%	振動	12件	7%	悪臭	13件	7%
受付件数	処理内容																																																																				
	解決	打切り	取下げ	係争中	公害等調整委員会への引継ぎ等																																																																
あっせん	7	4	3	0	0																																																																
調停	174	98	59	12	1																																																																
仲裁	0	—	—	—	—																																																																
(計)	181	102	62	12	1	4																																																															
規制	件数	割合																																																																			
騒音	70件	38%																																																																			
大気汚染	43件	24%																																																																			
地盤沈下	2件	2%																																																																			
水質汚濁	5件	3%																																																																			
土壤汚染	1件	1%																																																																			
振動	12件	7%																																																																			
悪臭	13件	7%																																																																			
1 情報受発信機能の強化 2 都民・NPO等とのパートナーシップの推進 3 環境学習の推進		<p>■各主体との連携を重視した協働の仕組み</p> <p>◆温暖化対策に先駆的な企業等との連携による「連携プロジェクト」の開始</p> <p>キッズ向け環境学習プロジェクト、環境金融プロジェクト、環境物流プロジェクトの実施など</p> <p>◆企業、区市町村等と連携した環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境学習・環境教育推進連絡会」の運用 <p>都における環境行政と教育行政の連携を強化し、次代を担うこどもたちの環境学習・環境教育の一層の推進を図るために、環境局、NPO、区市町村、都教育庁・教育委員会等と共同で、支援方法・連携のあり方等に関する連絡会を設置・運営(平成13年1月より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に先進的に取り組む企業の社員が都内小中学校に直接、出向いて行う「地球温暖化出前授業」プログラムを開始 <ul style="list-style-type: none"> ・東京ガス株式会社の「環境・エネルギーに関する出張授業」との協働 ・東京海上日動火災保険株式会社の「みどりの授業」との協働 ・気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前授業」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・都と協働し、テレビ等のキャスターとして活躍している気象予報士が、直接、児童に授業を実施 ・これまで都が育成してきた環境学習リーダー等も本プログラムへ協力 <p>◆「環境パートナー団体登録制度」の運営</p> <p>環境学習や環境保全活動を自主的・率先的に実行する都民・団体等(環境パートナー)間の交流や連携、協働を推進するため、連絡先・活動概要等の団体情報等を環境局ホームページで公表(約130団体を公表)</p>																																																																			

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等	
第5節 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進		<p>◆環境科学研究所で測定しているCO₂濃度情報を民間メディアへ提供。メディアが一般都民向けの普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業(TOKYO FM、スウォッチグループジャパン㈱)から、「毎週のCO₂情報を首都圏のリスナーに放送したい」という地球温暖化問題に関する一般都民向け普及計画の企画提案を受け、都環境科学研究所が江東区で測定・公表しているCO₂濃度のデータを提供 ・併せて、石油連盟、東京電力、東京ガスの協力により提供された毎週のエネルギー消費量データ(概算)を、TOKYO FM側が週単位のCO₂排出量(t値)として独自に算出しリスナーに向けて放送(平成16年11月～) <p>◆「地球温暖化対策推進ネットワーク」の設置(平成17年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策に取り組む事業者を支援する仕組みを創設(平成17年4月) ・ESCO事業者等の温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介や具体的な省エネ対策の相談事業などを実施 <p>◆東京グリーンシップ・アクションなど、企業参加によるみどりの保全の試みの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京グリーンシップ・アクション(企業・NPO等と行政が連携した自然環境保全活動)の開始(平成15年度より) ・青梅上成木森林環境保全地域など6箇所の保全地域で、9企業の参加により間伐や水田復元等を実施(平成17年度実績) <p>◆(里山など丘陵地の保全) 地域ボランティアによる雑木林の手入れ(下草刈り、枝払いなど)等保全地域の管理</p> <p>◆東京都環境保全推進委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境行政に都民の意見を反映させ、都民参加による環境行政を進めていくため、東京都環境基本条例に基づき設置 ・区市町村長推薦の委員と民間団体推薦の委員等で構成
有実第6効と6活モ節用二タ調査リ査ン・グ研機能の充	1 調査研究の充実	<p>＜施策の展開に向けた課題等＞</p> <p>【英語情報の発信機能の強化】</p> <p>都の先駆的な環境施策の成果を世界各都市に向けて発信することで、都の環境政策のシティーセールスを強化し、かつ、都の施策構築に有益な情報収集を図るため、英語情報による情報発信機能を強化する必要がある。</p> <p>【継続的に情報発信するための仕組みづくり】</p> <p>メールサービスなど、企業やNGO・都民等に対し、都が目指す環境施策の方向性や施策情報を継続的に発信するための仕組みづくりが必要である。</p> <p>【企業等との連携による環境学習の更なる推進】</p> <p>次世代を担うこどもたちへの教育を推進するため、「環境学習・環境教育推進連絡会」の場を活用し、NPO、都教育庁・教育委員会等と連携した取組を強化していくとともに、企業のCSR活動等と連携した環境学習を更に推進し、効果的・実践的な環境教育を推進していく必要がある。</p> <p>〔環境科学研究所における主な取組〕</p> <p>■都の環境行政の重要課題に直結する研究を進め施策形成に貢献(環境施策の推進に必要な科学的知見の提供)</p> <p>◆ディーゼル車走行規制による大気汚染改善効果の調査(平成15～16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年10月から開始されたディーゼル車規制の大気汚染改善効果を確認するため、大型シャーシダイナモーメータを用いて、最新規制適合の使用過程車の排出ガス実態調査を行い排出ガスの低減効果を確認するとともに、15年11月に、井荻トンネル等で調査を行い、ディーゼル車から排出される元素状炭素や発ガン物質濃度が減少したことを明らかにした。 ・平成16年度も同様の調査を行い、規制による改善が一層すすんでいることを確

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等
第6節 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用	<p>◆屋上緑化技術のヒートアイランド緩和効果に関する研究 (平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建物にも適用可能な屋上緑化技術について、熱収支等を測定し、軽量薄層型の屋上緑化でも、植物種の選定が適切であればヒートアイランド緩和効果が大きいことを定量的に明らかにした。(使用例の多いセダム類は無灌水では緩和効果が期待できないことが判明) 本調査結果を、環境確保条例「建築物環境計画書制度」の強化に際して、建築主が行う屋上緑化の取組の評価に用いる評価基準設定の基礎資料として活用 <p>◆ヒートアイランド対策効果の予測に関する研究 (平成14~16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区部ヒートアイランド現象の解析のため、区部120地点で気象観測を行い、地域的、時間的、季節的な特徴等について解析 本調査結果を、ヒートアイランド対策推進エリアの設定(平成17年4月)及びヒートアイランド対策ガイドライン(平成17年7月)の対策メニューの設定に活用 <p>■環境施策の推進に対する専門技術的支援・緊急時対応等の調査</p> <p>◆江東内部河川の底質のダイオキシン類環境基準超過への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度に、横十間川(江東区)の底質から環境基準(150pg-TEQ/g)を大幅に超過するダイオキシン類が検出 環境科学研究所では、ダイオキシン類の分析と組成解析から、過去の漂白剤由来であることを解明 本調査結果は、「横十間川底質関連対策検討会」(都建設局)の原位置固定処理の判断資料として活用 また、16年度に江東区の依頼を受けて横十間川のハゼを調査し、「健康影響の心配なし」の資料を、区の地元説明会へ提供 <p>◆湧水の河川浄化用水としての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京駅周辺に漏出した多量の地下水は、下水道に放流されていたが、都とJRは河川の浄化用水として使用することを計画 環境科学研究所は、地下水の大腸菌や揮発性有機化学物質等を半年間継続調査し、水質が良好であることを確認 本調査結果等をもとに、13年度に導水した立会川は水質が改善し、ボラの遡上で話題を呼んだ。 <p>◆温泉掘削現場からのメタンガス噴出事故への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年2月、北区の温泉掘削現場でメタンガスが噴出し、着火したため、隣住民が避難したが、要請を受け、鎮火直後及び数日後に、メタンガス等の濃度調査を実施し安全を確認 <p>■民間企業等との連携(民間企業に対する環境技術支援・共同研究等の実施)</p> <p>◆自動車排出ガス受託試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業からの依頼を受け、NOx・PM法による排ガス試験及び自動車排ガス低減性能試験を実施 <p>◆(独) 国立環境研究所との共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本における光化学オキシダントの挙動解明に関する研究」(平成16年度) 「有害大気汚染物質自動分析計の精度管理に関する研究」(平成16年度) 国立環境研究所が運営する「有害紫外線モニタリングネットワーク」に酸化し、環境科学研究所における紫外線測定データ(毎日、時間毎)を、UVインデックス用として提供 <p>◆民間企業との共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ヒートアイランド個別対策の効果に関する研究」(平成16年度)((株)竹中工務店) 「硝酸性窒素等の高度処理装置の開発に関する研究」(平成16年度)((株)ニッチツ、クリオン(株))

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等
第6節 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用 2 モニタリング機能の有効活用	<p>◆環境科学研究所で測定しているCO₂濃度情報（公表データ）を民間メディアへ提供。一般都民向けの普及啓発に活用【再掲】</p> <p>■環境の現状と施策効果の把握の役割を担う経年的なモニタリングの実施</p> <p>◆大気監視：大気汚染状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、大気を汚染し、人体に健康被害を及ぼすおそれのある物質として、環境基準が定められているNO₂、SPM、光化学オキシダントなど5項目と、NO、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速、温湿度の7項目を測定 ・都内82箇所に測定装置を設置し、24時間連続して測定 ・本モニタリングは、次のような施策等に有効活用 <ul style="list-style-type: none"> * 1時間ごとの測定値は速報値として環境局ホームページで「大気汚染地図情報」として提供。事業者等に活用され、環境局ホームページで、最もアクセスランキングの多いサイトとなっている。 * ディーゼル車排出ガス規制の効果を把握検証。施策効果により、SPMが大幅に改善したことを明らかにした。 * 気象条件等により、大気中のオキシダント濃度が高濃度になった場合やその恐れがある場合に、光化学スモッグによる被害の未然防止を図るため、予報・注意報等の発令を実施。光化学スモッグ注意報等は、緊急時協力工場(約340箇所)へのFAXや、インターネット、携帯電話等で都民等へ提供 * 大気監視データを活用して、「光化学オキシダント対策検討会」が、オキシダントの上昇要因を解析。光化学オキシダント濃度の低減のため、NOX濃度度の低下に加え、VOCの排出削減対策の必要性を明らかにした。 ・上記以外に、有害化学物質であるベンゼン等の26物質について、都内15地点で調査 <p>◆水質監視：河川・海域等の公共用水域における水質汚濁状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき河川、海域などの公共用水域(合計122地点)において、水質汚濁状況の常時監視を行い、施策効果を検証 ・測定項目は、水銀、カドミウムなど健康に関する26項目、BODなど生活環境に関する10項目等であり、全体では水質92項目、底質23項目 <p>環境局のホームページにおいて、経年に全測定データを公表するとともに、平成14年度からは水質調査結果速報を開始し、毎月20日過ぎには前月の都内の水質状況を公表することにより、都民が直近の水質状況を把握できるようしている</p> <p>◆東京湾の赤潮調査：東京湾の総合的な水環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都内湾では、慢性的な富栄養化状態にあるため、5～9月に赤潮が発生 ・東京湾内の8地点で、COD、全りん等の項目を調査 <p>◆水質監視：地下水の水質把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、3種類の地下水調査を実施 <ol style="list-style-type: none"> 概況調査 <ul style="list-style-type: none"> 都内全域の地下水の水質の概況を把握するため、島しょを除く都内を268ブロックに区画し、1ブロックで1地点、4カ年で全ブロックを一巡するよう調査を実施。調査項目は環境基準の設定された26項目 汚染井戸周辺地区調査 <ul style="list-style-type: none"> 概況調査の結果、新たに汚染が判明したブロックについては、汚染範囲を確認するため汚染が判明した井戸の周辺井戸の水質の調査を実施 定期モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> 汚染井戸の経年的推移を把握するため、汚染井戸について継続的に水質を調査 調査結果については、環境局ホームページで公開 <p>◆ダイオキシン類の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域(水質及び底質)、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等
第6節 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用	<p>・法に基づく排出ガス規制による排出量の削減効果により、都内の大気中のダイオキシン類濃度が大幅に改善したことを明らかにした。</p> <p>・河川の水質で環境基準を超過した地点や濃度の高い地点については、原因究明のための追跡調査を実施</p> <p>◆東京湾の赤潮調査：東京湾の総合的な水環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都内湾では、慢性的な富栄養化状態にあるため、5～9月に赤潮が発生 ・東京湾内の8地点で、COD、全りん等の項目を調査 <p>◆道路交通騒音・振動の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音については404区間で、道路交通振動については362地点で実施 ・優先的対策道路区間の選定等に活用 <p>◆CO₂濃度、フロン、紫外線等の地球環境関連項目の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度より新宿区西新宿(都庁第一庁舎)、江東区新砂(環境科学研究所)、町田市能ヶ谷の3地点で二酸化炭素、フロンの測定を開始し、現在は紫外線等も加え江東区のみで測定を実施(これらの項目の中には、数十年単位で見ないとその変化がとらえられないものもある) ・東京におけるCO₂濃度の経年で増加傾向にあることや月変化の状況などを明らかにしている。 ・国立環境研究所が全国レベルで運営する「有害紫外線モニタリングネットワーク」に酸化し、環境科学研究所における紫外線測定データ(毎日、時間毎)を、UVインデックス用として提供【再掲】 ・調査結果については、環境局ホームページで公開 <p>◆条例に基づく事業者からの報告等で得たデータによるモニタリング (例)</p> <p>○地下水揚水量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で一定規模以上の井戸の所有者に、水量測定器の設置及び揚水量の報告を義務付け ・法・条例による揚水規制や雨水浸透の促進対策などに活用 ・地盤沈下など生活環境に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき等には、知事は、「地下水保全地域」を指定 <p>○事業者が排出する化学物質の排出量等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例及びPRTR法で一定の要件に該当する事業者に、化学物質の排出量等の報告を義務付け ・排出抑制対策の効果把握等での活用や、集計値はインターネットで提供するなど情報公開を実施 <p>○事業者が排出する温室効果ガス排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で、一定規模以上のエネルギーを消費する事業者に、年間の温室効果ガス排出量及び5ヵ年の削減計画等の作成・公表を義務付け ・都内大規模事業者による温室効果ガス排出量の把握に活用。今後は、削減対策の効果把握等に活用 <p>■新たな行政ニーズに対応したモニタリングの開始</p> <p>◆二次生成されるPM2.5の常時監視を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に先駆け、平成11年度より、PM2.5の常時監視を実施 一般大気環境測定局：足立区綾瀬及び町田市中町、自排局：足立区梅島及び国立で測定(平成17年度現在) <p>◆全国初のヒートアイランド現象の観測網(METROS)の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部100箇所：温湿度の観測を実施(平成14年7月～平成18年3月) ・区部20箇所：風速・風向等の観測を実施(平成14年7月～16年度末) ・ヒートアイランドの地域強度の実態を初めて明らかにし、ヒートアイランド対策推進エリアの設定等に活用

区分	各施策の進ちょく状況と、施策の展開に向けた課題等
リ第 ン6 グ節 機 能調 の査 有・ 効研 活究 用の 充 実とモニタ	<p style="text-align: center;"><施策の展開に向けた課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の変化をふまえつつ、揮発性有機化合物やSPMの二次粒子対策に資するようなモニタリングのあり方を検討していく必要がある。 ・都の特定局のみならず、都内にある国や区市が設置した測定局のデータ活用など、環境情報の効果的な提供のあり方等についても検討していく必要がある。 ・環境科学研究所においては、新たに整備される高精度自動車排出ガス計測システムの活用も含め、都の環境行政に直結する調査研究を更に推進していく必要がある。 ・また、広域自治体である都における環境分野の研究機関として、区市町村等の環境対策のサポート等の技術的支援・助言等を引き続き強化していく必要がある【再掲】
第7節 率先行動の拡大	<p>■都の事務事業における環境配慮の計画的推進</p> <p>◆ ISO14001による計画的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年2月、新宿都庁舎を対象に認証取得 ・根拠規格ISO14001の改定(2004年度版への改定)を受けて、平成17年度より、対象事業の範囲を、新宿都庁舎から、出先機関へも拡大(また、議会局、警視庁(本庁)、消防庁(本庁)も対象範囲に追加) ・「事業活動における環境配慮の徹底」を推進するため、グリーン購入、紙の使用量の削減、廃棄物の減量等について、各局毎及び1年毎の管理体制を強化 <p>◆都施設における温暖化対策の推進～「地球温暖化対策都庁プラン」の策定(平成17年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球をまもる都庁プラン」(平成13年3月策定)で掲げた温室効果ガス削減目標(平成16年度の温室効果ガス排出量を11年度比2%削減)を、1年前倒しで達成 ・温暖化対策における都の率先行動をより一層強化するため、「地球を守る都庁プラン」における地球温暖化対策部分を強化し、新たに「地球温暖化対策都庁プラン」を策定 ・新たな削減目標:都庁全体の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量を、平成21年度までに16年度比10%削減 <p>◆「地球温暖化対策都庁プラン」の推進～都庁各局ごとの「局温暖化対策実行プラン」を策定(平成18年3月)</p> <p>◆「グリーン購入」の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都グリーン購入ガイド」における対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・省電力型「照明・家電製品」を追加(平成15年度) ・「低VOC塗料」使用の推進を規定(平成16年度) ・欧州ROHS規制に対応し、有害化学物質対策として、家電製品に鉛・臭化ビフェニルを極力使用しないよう規定(平成17年度) ・電気を対象品目に追加(電気のグリーン電力を推進)(平成16年度) <p style="text-align: center;"><施策の展開に向けた課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の積極的な環境対策を促進するためにも、温暖化対策をはじめ、様々な分野において、都の「事業者」としての率先行動を強化していく必要がある。 ・グリーン購入の拡大などに関し、八都県市や民間企業等との連携を更に推進していく必要がある。

(5) 「環境の確保に関する配慮の指針」について

ア 活用状況

『都市づくりに関する指針』に関連する都の各局に対して、活用状況等の調査を実施した。

環境アセスメント制度においては、環境影響評価技術指針の中で、本指針の活用を明確に位置づけ、開発計画内容について、指針との整合を図ることを規定している。また、環境局に対する住宅供給公社等からの法定の意見照会においても、指針との整合を求めている。

一方、その他の局での活用状況に関する調査においては、『他の要綱等で、既に具体的な環境配慮事項を規定済である』、『どのような手法をとっていれば「活用している」と判断できるかがわからない』といった意見があった。また、内容に関する主な意見としては、『内容が一般的であり具体的でない』(どこまで実施すべきとの定量的な基準がない)といった意見もみられた。全体としては、本指針の都における活用状況は不十分であり、自律的な活用は進んでいない状況である。

イ 施策の展開に向けた課題等

今後も、環境アセスメント制度等での活用を図っていくとともに、環境アセスメント制度の対象規模とならない事業計画等に対しても、総合的な環境配慮を求めていくことが必要である。

現在の環境基本計画では、本指針の性格を「自主的・自律的な適用を求める」ものとしているが、今後、本格的な活用を図るために、こうした位置づけの再検討や、指針の内容や指針活用に向けた仕組みの構築などが必要と考えられる。

(6) 「戦略プログラム」について

ア 戰略プログラムの概要

【戦略プログラム・1】東京に青空を取り戻す（大気汚染対策の徹底）

- 1 ディーゼル車規制の徹底
- 2 二次生成SPM対策の強化
- 3 次世代技術で公害を根絶

【戦略プログラム・2】東京から地球の危機に挑む（地球温暖化の阻止）

- 1 業務・運輸部門を中心としたCO₂削減の取組
- 2 自然エネルギー・リーディングプロジェクトの実施
- 3 エネルギー新市場の創出
- 4 吸収源としての緑の再生

【戦略プログラム・3】東京の街を冷やす（ヒートアイランド対策の展開）

- 1 コンクリート砂漠にうるおいを与える
- 2 東京の建物を緑で覆う
- 3 東京の微気候を解明する

【戦略プログラム・4】東京の緑をよみがえらせる（貴重な自然の保全と再生）

- 1 多摩の森林を再生する
- 2 世界に誇る小笠原の自然を守る

【戦略プログラム・5】東京から環境配慮の新しい仕組みをつくる（都市づくりにおける環境配慮の強化）

- 1 計画段階からの環境影響評価
- 2 環境に配慮する社会ルールの確立・運用

イ 進ちょく状況等

戦略プログラムの実行率は約9割である。（詳細は次頁以降を参照）

「戦略プログラム」進捗状況 【戦略プログラム・1】東京に青空を取り戻す：「大気汚染対策の徹底」

1 ディーゼル車規制の徹底

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)規制に向けた条件整備 ▼ 低硫黄軽油の早期供給	全国で早期供給	石油連盟への要請を実施。石油連盟は都の要請に応え、平成14年9月から都内152箇所のガソリンスタンドで供給開始 また、平成15年4月からの全国供給を表明	4月から、全国で低硫黄軽油の供給開始			○
▼ 粒子状物質減少装置の普及	4,3万台	13,769台（補助分）	35,720台（補助分）	9,338台（補助分） ※H13～16年度累計約6万台	酸化触媒装着補助（3,945台）	○
▼ 低PM車の早期供給	ユーロIVレベル	・国に対し、低公害車の技術開発を要請 ・自動車メーカーへの次期規制適合ディーゼル車の早期供給体制の確保を要請（2回） ・平成14年5月の中央環境審議会においてユーロIVに相当する新長期規制値が決定	・8月以降、自動車メーカー各社が、低PM車の市場投入を開始		・18年4月からの2段階目の規制に向けての周知を行っていく。 ・17年10月から、新車に対して新長期規制を実施	○
(2)取締の強化 ▼都内での展開		平成15年10月のディーゼル車規制に向けて、事業所（4000社）、物流拠点への立入指導。 自動車整備業者や中小企業団体等への説明会の実施等。	平成15年10月、ディーゼル車規制開始後、都内物流拠点等において、東京都自動車公告監察員（通称：自動車Gメン）による取締りを実施している。 月 17箇所程度	都内物流拠点等において、東京都自動車公告監察員（通称：自動車Gメン）による取締りを実施している。 月 17箇所程度	・都内物流拠点等において、東京都自動車公告監察員（通称：自動車Gメン）による取締りを実施（月 17箇所程度） ・さらに、18年4月からの2段階目の規制に向けての周知を行っていく。	○
▼首都圏での展開		平成15年10月のディーゼル車規制に向けて、八都県市で「ディーゼル車対策推進本部」を設置	八都県市の連携によるディーゼル車規制周知活動の実施	八都県市連携によるディーゼル車対策一斉取締り及び啓発活動を実施した。	16年度と同（八都県市連携によるディーゼル車対策一斉取締り及び啓発活動を実施）	○

2 二次生成SPM対策の強化（炭化水素の排出を低減させる）

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)大規模事業者との削減協定締結	排出低減、代替化				平成18年2月、低VOC製品普及のため、大規模事業者などとの連携により、都内のシンボル的構造物（東京タワー、白鷺橋など）における低VOC塗装工事を開始することとした。	○
(2)ガソリンスタンド等に対する排出防止設備設置義務の強化	-		・10月より既設の対象施設への設備設置の義務化 ・対象事業者への設備設置の補助事業の実施			○
(3)ガソリン車へのORVR装置の装着義務化	早期実現	国への要望の実施	国への要望の実施	国への要望の実施	国への要望の実施	△

3 次世代技術で公害を根絶

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)排出ガス規制強化の実現 ▼ 軽油ガソリンの超低硫黄化	10ppm以下			東京都環境基本計画の方針を踏まえ、石油連盟は、平成17年1月から全社で超低硫黄軽油、ガソリンの全面供給を開始することを決定（16年9月）	17年1月から、超低硫黄軽油、ガソリンの全面供給開始	○
▼ ディーゼル車・ガソリン車規制の一元化			5月、知事から小泉首相へ、「世界一厳しい排ガス規制」を求める質問状を送付	・自動車メーカーに対して低公害・低燃費な自動車の早期開発・普及を要請 ・中央環境審議会が、ポスト新長期規制の導入を答申		○
(2)燃料電池車の開発促進 ▼ 水素ステーションの設置、運営	1施設		15年6月 ← (臨海地域で設置) → 17年3月		民間が土地代負担	○
▼ 燃料電池バスの走行	営業運行開始		15年8月 ← 運行開始 → 16年12月 終了			○

「戦略プログラム」進捗状況 【戦略プログラム・2】東京から地球の危機に挑む：「地球温暖化の阻止」

1 業務・運輸部門を中心としたCO₂削減の取組

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)環境確保条例に定める制度の着実な実施 ▼「地球温暖化対策計画書」制度	約1,000事業所	806事業所	(新規受付) 49事業所	(新規受付) 49事業所	条例改正により制度強化 (新規受付) 1026事業所	○
▼「建築物環境計画書」制度	年約180件(計画書) ／年約180件(完了書)	(計画書) 119件 ／(完了書) 0件	(計画書) 183件 ／(完了書) 30件	(計画書) 187件 ／(完了書) 137件	指針改正により制度強化 (計画書) 191件／(完了書) 146件	○
▼「自動車環境管理計画書」制度	約2,500事業所	(計画書総数) 2519件	(計画書総数) 2541件	(計画書総数) 2556件	(計画書総数) 2558件	○
(2)排出抑制に向けた新たな仕組みづくり		・「都市と地球の温暖化対策に関する基本方針」策定 ・環境審議会へ「実効性ある温暖化対策について」諮問	・環境審議会「中間のまとめ」発表	・環境審議会「答申」 ・環境確保条例の改正により、温暖化対策の4つの制度を創設・強化	改正条例による4制度の施行・運用 (地球温暖化対策計画書制度、建築物環境計画書制度、マンション環境性能表示制度、家電製品等の省エネラーベリング制度)	○

2 自然エネルギー・リーディングプロジェクトの実施

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)風力発電パイロット事業	5基程度(2003年度まで)	・公募により事業者を選定 ・3月、2基竣工				○
(2)水素ステーションの設置・運営	1施設		15年6月 (臨海地域に設置)		17年3月 民間企業が土地代負担	○
(3)都庁舎等への太陽光発電設備の設置		議会棟屋上				○

3 エネルギー新市場の創出

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)省エネルギー商品販売キャンペーンの展開		都の提唱で、全国147店舗で実施	(京都市でも実施) 京都市他と同時実施	・八都県市で共同実施 ・全国ラベル協議会立上 ・家電製品等の省エネラベル表示を条例化	・条例の施行・運用 ・八都県市でキャンペーンを共同実施	○
(2)民間企業との共同によるエネルギー新市場の創出 (太陽光発電など)		検討		地中熱利用・ヒートポンプ補助	東京都再生可能エネルギー戦略の策定	△

4 吸收源としての緑の再生 →【戦略プログラム・4】

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
▼多摩の森林の再生		510ha	753ha	651ha	841ha	○

「戦略プログラム」進捗状況 【戦略プログラム・3】東京の街を冷やす；「ヒートアイランド対策の展開」

1 コンクリート砂漠にうるおいを与える。建築物敷地や道路のコンクリート舗装等を剥がすとともに、うるおいのある舗装に転換する

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)建築物敷地の舗装の芝舗装化など ▼パイロット事業の実施	東京体育館	設置			公立学校芝生化補助事業の実施 都内の小中学校27校を対象に、約40000m ² の校庭を芝生化	○
▼民間敷地での指導					建築物環境計画書制度の強化 (被覆対策の強化)	○
(2)道路の保水性舗装化 ▼都道での試験施工		28,855m ²	16,715m ²	17,450m ²	40,000m ²	○
▼区市町村道への普及促進					10,000m ²	○

2 東京の建物を緑で覆う。建築物の屋上等緑化を推進する

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)都庁舎グリーン化プロジェクト	都議会議事堂	設置			(維持管理)	○
(2)屋上等緑化の普及・拡大	屋上等緑化1,200ha (2015年まで)	「緑化計画書」制度の推進 約13ha	約16ha	約19ha	約13ha（平成17年12月末現在） 都有施設で壁面緑化モデル事業を実施（3箇所） クールルーフ推進事業	○

3 東京の微気候を解明する

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)ヒートアイランド集中観測網の整備	区部120箇所で観測	・100箇所で温湿度等観測 ・20箇所で風向等観測	・100箇所で温湿度等観測 ・20箇所で風向等観測	・100箇所で温湿度等観測 ・20箇所で風向等観測	区部100箇所で、温湿度の観測を実施	○
(2)シミュレーションモデル等による分析・検討				調査		○

「戦略プログラム」進捗状況 【戦略プログラム・4】東京の緑をよみがえらせる：「貴重な自然の保全と再生」

1 多摩の森林を再生する

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
(1)人工林の計画的間伐・混交林化 ▼森林再生に向けた調査		森林現況委託調査				○
▼森林再生事業の委託		510ha	753ha	651ha	841ha	○
(2)森林環境保全地域の指定及び管理	6箇所（2015年度まで）	1箇所	-	-	-	○

2 世界に誇る小笠原の自然を守る

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
▼エコツーリズムの展開 ・立入制限区域の検討・実施		石門、南島で実施	石門、南島で継続 御藏島で実施	石門、南島、御藏島で継続	石門、南島、御藏島で継続	○
・ガイド付観光の検討・実施		149人のガイドを養成	石門、南島で実施 136人のガイドを養成	石門、南島で継続 御藏島で実施 227人のガイドを養成	石門、南島、御藏島で継続 171人のガイドを養成	○
▼南島の植生回復		412m ²				○

67

「戦略プログラム」進捗状況 【戦略プログラム・5】東京から環境配慮の新しい仕組みをつくる：「都市づくりにおける環境配慮の強化」

1 計画段階からの環境影響評価

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
計画段階アセスメントの条例化	アセス条例の改正	改正条例の施行		卸売市場の審議・答申、道路事業の審議	道路事業の継続審議・答申	○

2 環境に配慮する社会ルールの確立・運用

事業内容	計画目標	2002(平成14)年度実績	2003(平成15)年度実績	2004(平成16)年度実績	2005(平成17)年度実績	実施
▼「環境の確保に関する配慮の指針」の活用	活用	活用	活用	活用	活用	△

第3 環境審議会委員の主な意見

東京都環境基本計画の点検にあたり、現環境基本計画の改定も視野に、特に強化すべき事項等として、環境審議会委員からいただいた主な意見は、以下のとおりである。

1 全般的な事項について

①点検にあたって（点検方法や、施策の総合性を踏まえた検討について）

- 近年、ますます総合的な施策アプローチが重要になってきている。例えば、自動車対策は、大気汚染対策だけではなく、地球温暖化対策の重要な施策と位置づけ強化していくべきではないか。また、土壤汚染対策も、有害化学物質対策という面だけではなく、地下水の水質の保全対策として最も有効であるといえる。
- 点検にあたっては、第一に施策の統合的な視点に基づくチェック、第二に対象分野、周辺状況の変化が非常に速いことへの対応、第三に新しい知見や新たに発生した突発的状況への対応などといった観点を盛り込むなど、視野を広げた議論が必要である。

②基本計画の理念等について

- 中長期、超長期を見据えた計画、施策の検討は重要である。
- 東京を持続可能な都市に転換していくための施策の方向性を考える際、将来の人口減少社会などをどのように捉えるかなどの視点も重要である。「都市と持続可能性の確保」という施策分野には、現在は、地球温暖化対策とヒートアイランド対策、廃棄物対策の3つが位置付けられているが、東京の将来を中長期的にみたとき、果たしてこれらの施策だけでいいのか。
- 東京という都市を中長期的に見据えたとき、現在考えている施策以外に、なにかもう少し考えておくべきことがないかという点についての、包括的な検討も必要である。
- 国の施策は全国レベルの平均値であり、東京は東京ならではいろいろな特殊事情がある。トップランナーとして、東京ならではの対策、持続可能な都市づくりにむけた施策を、ある程度強烈にメッセージとして強く打ち出してほしい。
- 環境対策における基本的な原則として、予防原則を位置づけてほしい。現計画でも、有害化学物質対策の理念として掲げられているが、これを全体的な環境政策の基本として打ち出してほしい。

2 個別の施策について

③自動車環境対策について（地球温暖化対策としての運輸部門対策を含む）

- 地球温暖化対策の観点からみて、「運輸部門」対策は、東京にとって非常に重要な課題である。
- 都外からの流入車に関して、大気汚染対策の場合であれば、局地汚染の観点から施策構築の理屈付けが立てやすいと思うが、CO₂対策の観点になった場合どのような理屈付けで働きかけをしていくか難しいところではあるが、都内温室効果ガス排出量の1／3を占めるこの分野に施策をうっていくことが重要である。

- ・ 大気汚染対策であれば、なるべくスムーズに交通を流す施策もあるが、一方で、交通量そのものに対して、どこかで歯止めをかけておく必要がある。環状道路の整備という施策もあるが、それとセットで自動車交通需要量そのものの削減を図っていく施策も必要である。CO₂を対象としたプライシングみたいな施策は考えていないので。
- ・ 燃費基準についてもカリフォルニアがCAFÉ基準を作つて進めたように、交通分野においては、都がトップランナーとして施策を進めてほしい。
- ・ 例えば、ロードプライシングは、その燃費基準と組み合わせてインセンティブをつくる、駐車対策ではバイオ燃料車とか燃費のいい車に関して優先的な駐車配慮をしていくといったような施策を組み合わせて、環境汚染と地球温暖化防止等を組み合わせていくというのは、この交通の分野ではかなり大変だが、有効であるので、東京ならではの施策を練つて、次の施策に持つていけるといい。

④地球温暖化対策について

- ・ 基本計画作成時からの状況変化としては、京都議定書が発効し、温暖化対策推進法の改正がある。2015年という期間で考えると、京都議定書の次の国際的な枠組みの議論やRPS法の改正などもある。そのような法律レベルでの動きも踏まえ、今後強化すべき施策の方向性を検討して行く必要がある。
- ・ 条例改正等により、温暖化対策としていくつかの施策の導入が終わったが、これから施策効果を見ていくという段階にある。自然エネルギー対策は、まだパイロットが始まったところで、今後は施策導入による拡充が必要になる。そういう視点から、今後、施策として強化していく領域を洗い出せばよい。
- ・ 業務部門は大都市ならではの非常に特徴的な部門。大都市ならではの、非常に匿名性が高く、誰が責任をもっているかが非常に見えにくい分野。貸しビルの会議室で冷房がきき過ぎていると、誰に向かって物を言つていいかわからない。そういうところの管理、大都市ならではの状況をどのように捉えていくのかということが必要。地道なアクトローカリーの部分と本当に世界に冠たる実績をつくる、両面で施策を考えたければと思う。

⑤みどりと水対策について

- ・ 自然環境の保全のとらえ方は大分シフトしてきている。守つていくということから、徐々に人手を継続的に入れて状態を維持していく、生活文化や文化的景観などを維持していくという方向に変わってきている。参加、あるいは共同を支援するためにどういうことをやってきているのかという見方があった方がいい。
- ・ 「みどり対策」としても、従来からの「農地の保全や丘陵地の保全」の観点に加え、「景観」というキーワードをいれたほうがよい。近年の景観という言葉の中には、地域性（個別の地域の特性を活かしながらみどりや自然を活かしていく）の意味合いが入ってきていている。
- ・ 単に緑地を配置や連続性という問題で捉えるだけではなく、地域の文化や生活様式を反映した存在であるという意義についても位置づけたほうがいい。
- ・ 癒し、あるいは美しさという観点が重要になってきて、自然環境の保全においても、より高いレベルが求められるようになってきている。
- ・ みどりの保全や保護のあり方として、人為のコントロールとともに、自然の状態を保全管理していくシステム化が課題となっている。このため、「環境と観光の調和」対

- 策に関してであるが、環境整備協力金や環境に関する税の問題が大きくクローズアップされてきており、財源としての可能性が高くなっている。これらを対策に要する新たな財源確保の方策として考えてもいい。観光客は地域の居住者と同等の人数に達することもあるため、ごみやし尿処理等について、観光客（来訪者）から、ある程度の協力金を徴収したり、財源確保に協力していただくという姿勢を打ち出しても理解してもらえると思う。
- 森林再生の仕組みが実質機能するのかを検証していった方がいい。例えば、生産林は補助金があって間伐材ができるということだが、それが動いていないという現実が日本国じゅういろいろある。それに対して、本来、森林組合が民有地もすべて一括して受けて、それをきちんとサービスをお返しするような、ドイツとかフィンランドなどで実践されているような、本来あるべきサービス事業に徹することによって、たしか、既に日本でも1億円ぐらいの利益が出るよう、とりあえず回るようになってきているようだ。日本のあらゆる分野で、本来サービス事業であるはずのところが、補助金に頼った事業に変化し実質的に機能していないという事項があるようである。
- 「地下水対策」として、活用と規制という総合的管理、一体的な管理という視点を重視してほしい。
- 地下水位とか地盤変動量のモニタリングということで42地点しか調べていないとすれば少し少ない。これをどう評価するか、という議論をしてほしい。
- 「水循環の再生」対策は、雨水浸透貯留対策に主に位置付けられており、洪水対策的な意味合いが強いのかもしれないが、施策としては、ヒートアイランド対策としての意義も大きいと思う。特に最近、都市部での集中豪雨が目立ってきており、人工化した都市環境とも関わりが強いように考えるため、施策の複合的効果を踏まえた、施策の総合性の観点を位置づけておくと、今後の施策展開の大きな方向性として示せるのではないか。

⑥都市づくりと連携した施策展開について

- 個別の対象を目的とした施策だけでは対応できない課題もあるため、都市構造そのものをどうするか、という視点が重要である。
- 地球温暖化対策やヒートアイランド対策は、当然に、都市活動や都市構造のあり方を変えていく視点をもった対策が必要であり、それが全体の都市構造のビジョンにつながってくる。しかし、建築物、あるいは市街地については個別の建造物への個別性能の対策にどうしてもならざるを得ないようなこともある。この場合、個別の施策においても、幅広にできることがまだあるのではないか。
- 例えば、建築物対策として、建築確認以外の新たなルートとして、建築物建設の可否基準に、景観や環境という基準をつくり打ち出していくことが東京からできれば、全体が非常に大きく変わっていく。どういう場合だったら誘導で、どういう場合だったら規制にするべきかなど、建築物に対する規制の考え方を整理し、議論することも必要ではないか。
- 環境アセスメント制度におけるヒートアイランド対策のあり方についての検討も必要である。また、アセスメント制度は全体の環境政策の中でどうあるべきか、という検討があったほうがいいと思う。
- 景観法のような話も、環境と健康、環境と美しさといった領域分野に広がってきて

る。また、高層ビルがどんどん林立しその土地を合理的に使うべきだという議論が一方でずっと進んでいるが、そういう都市観に対して、まさに健康で安全な環境という都市環境という視点からどう考えるべきなのか、高層ビル化の波はダイレクトにエネルギー消費や環境負荷に影響していくという面をどう受けとめていくのか、という点を検討していく必要がある。

- 都庁内部の横の連携が重要である。

⑦大気汚染対策・有害化学物質対策について

- ディーゼル車と花粉症の関係等の問題は、因果関係が余り解明されていないので、調査をしないと対策がとれない。是非、短期間に調査を完了していただきたい。
- 環境対策における基本的な原則として、予防原則を位置づけてほしい。現計画でも、有害化学物質対策の理念として掲げられているが、これを全体的な環境政策の基本として打ち出してほしい。
- PRTR法の施行などで、都民の化学物質に対する理解も進んできているとは思うが、化学物質対策としては、行政側の視点からみた「規制、監視の強化」だけではなく、「使用者側の情報公開や自主管理の責任」の重要性についてもっと打ち出してほしい。
- アスベストは、マニュアルを改定し対策をとっているのは結構だが、マニュアルだけでちゃんとやれるかどうかわからない。国の対策を待つことなく、都としても取り組みをぜひ進めていただきたい。

⑧経済的手法について

- 事業者等が環境施策を率先的効果的に進めていくためには、ある程度の経済的インセンティブが必要ではないか。あまりお金のことに割り切りすぎるはどうかという話もあるが、心がけだけに頼らず、少し報われる仕組みもあっていい。
- 時間を要するかもしれないが、融資の条件を少し緩くするとか、優遇するとかなどの経済的な何らかのインセンティブを検討することも必要である。
- 大企業はともかく、都内の事業者の圧倒的多数を占める中小事業所に環境対策を実施していただくためには、一定のインセンティブは必要で、どんなに零細な企業でも環境経営をすることが必要で、それがメリットにつながるということを、もう少し都として明確にしていただきたい。

⑨都民・企業等との連携・普及啓発について

- 自然環境の保全対策については、企業も非常に関心を持つようになりつつある。都も、「企業の参加が不可欠」といっているが、お互いのニーズ・情報のやりとりをもっと良好にできれば、企業と行政との目的が合致し、全体的な施策が進んでいくところが必ずあると思う。
- 施策は全般的に、事業者、企業向けのものが多いと感じた。実行されるためには、都民やあるいは近郊から通勤して企業で働く方などの意識をどう変えていくかという普及啓発の仕掛けも必要。施策の効果がさらに高まるはずである。
- 対策の実施主体は誰か。一方的な規制だけでも、行政が全部やるものだめで、市民やNPO、企業の力をうまく發揮できるようにすることも、次の新しいテーマである。
- 現在のモニタリング対策としては、専門家によるモニタリングが主であるが、教育機

関や都民をとおして実施するモニタリングの手法は、環境教育や都民とのパートナーシップ、環境問題の普及啓発の観点とも連動した手段として効果的である。

- 都民の皆さんには、虫の生息状況や緑の減少など、身近な自然環境の問題に关心の高いと思う。環境省も、概ね5年ごとに、一般の住民から情報を収集する調査を実施している。都においても、比較的専門的な目をもった住民も多いので、環境状態の指標としての生物の生息状況や緑の状況を、都民からの情報をとおしてチェックすることもできるのではないか。
- モニタリングは、施策の効果を把握するうえで重要である。情報の受発信や公害苦情相談などとも関連して、もう少し市民感覚に沿ったいろいろな指標をくみとることもできるのではないか。

⑩海外向けの情報受発信について

- 東京は日本を代表する首都であり、日本は世界のなかの有力な一国であるため、グローバルな問題についての都の取組を、是非、世界に発信し、アピールすべきである。
- 海外へいくと、都は大都市として大きく注目されており、研究者から、都がいろんな取組をやっているのはわかるが、詳しいことが分からず、インターネット等を通じても得られないという声を聞く。東京が何をやっているのか外に伝わらないというのは非常に残念である。
- 地球環境問題などは、一都市の問題ではなく、その成果が他の都市で活用できれば、東京の施策モデルが世界全体に広がる。東京と環境の状況が良く似ている都市もあるため、そのような都市には、東京の施策を取り入れていただければ非常に有効だと思う。日本はアジアのなかでリードしている国であるため、ぜひ、こうした視点に心がけていただきたい。
- こういうもの（基本計画）をつくって都民にアピールするときには参加という視点が1つ必要になる。それから、世界の東京だから、国際協力とは言わないが、そういったくくり方があるといい。

第4 更なる施策の推進にむけて

今回の環境基本計画の点検によって明らかになった、施策の到達点と課題を踏まえ、東京を更に成熟した持続可能な都市としていくため、次のような取組を進めていく。

1 「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」に基づく施策の展開

本年（平成18年）2月、点検作業の進捗を踏まえつつ、緊急な対応を要する環境問題への取組を進めるため、「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」を策定した。

このプログラムの策定にあたっては、

- ①持続可能性の危機への取組を一層重視
- ②国に先駆けた制度、仕組みづくりを更に進める
- ③企業、NPO等が「公」の役割を担う環境政策の重視

という三つの観点に留意した。

都は、この新戦略プログラムに基づき、平成19年度までに、持続可能な都市づくりをめざす環境施策を集中的に展開していく。

2 東京都環境基本計画の改定

これまで取組の成果と課題を踏まえ、中長期的視点から、東京の環境施策を一層強力に展開していくためには、現在の環境基本計画の改定が必要と判断した。その主要な理由は以下の3点である。

- ①東京都の環境行政の最大の課題であったディーゼル車排出ガス対策の実現後の状況を踏まえ、大気汚染対策の新たな目標と施策の方向を明らかにする。
- ②先駆的な地球温暖化対策制度の導入など、持続可能な都市づくりに向けた重要な第一歩の開始を踏まえ、温室効果ガスの総排出量を確実に削減していくため施策を強化するとともに、中長期的な温室効果ガス削減に向けた目標の設定と計画化を行う。
- ③最新の調査により明らかになった東京の緑の減少を踏まえ、新たな緑づくりの目標を設定し、東京の緑をよみがえらせる新たな施策の方向を明らかにする。

資料

1 環境基本計画に定める目標の達成状況

環境基本計画（環境施策の体系）と目標の達成状況

目 標

達成状況



計画の推進

2 検討経過

点検作業は、東京都環境局が主体となり、平成17年5月から平成18年4月までの間、実施した。この間、環境審議会企画政策部会に、点検の進ちょく状況等を報告し、意見をいただいた。

開催日	会議名等	議事
平成17年 5月20日	環境審議会	・東京都環境基本計画の点検の実施について
平成17年 7月15日	環境審議会 企画政策部会	・東京都環境基本計画の点検について ➤ 環境基本計画に定める目標の達成状況 ➤ 環境基本計画の進捗状況① (基本計画第2部の進捗状況等)
平成17年 10月21日	環境審議会 企画政策部会	・東京都環境基本計画の点検について ➤ 各分野ごとの施策の展開に向けた課題等 ➤ 環境基本計画の進捗状況等② (基本計画第3, 4部の進捗状況等) ➤ 環境基本計画の進捗状況等③ (基本計画第5部の進捗状況等)
(点検報告書(案)のとりまとめについて、都環境局より意見照会)		
平成18年 5月30日	環境審議会	・東京都環境基本計画の点検報告書について

3 東京都環境審議会 企画政策部会 委員名簿

氏名	役職名等
飯田 哲也	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長
市川まりこ	東京都環境学習リーダー
大谷 久雄	東京商工会議所 常任顧問 (アサヒビール(株)社会環境推進部長)
大塚 直	早稲田大学教授
窪田 亜矢	工学院大学助教授
下村 彰男	東京大学大学院教授
原 剛	毎日新聞客員編集委員・早稲田大学大学院教授
原沢 英夫	独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究領域領域長
原田 昇	東京大学大学院教授
福川 裕一	千葉大学教授
森口 祐一	独立行政法人国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長

(五十音順、敬称略)

4 「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」の概要

持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム

～都市と地球を救う“志”を東京から世界へ～

- 持続可能性の危機への取組を一層重視
- 国に先駆けた制度、仕組みづくりを更に進める
- 企業、NPO等が「公」の役割を担う環境政策の重視

▶ プログラム 1 深刻化する地球温暖化への更なる挑戦

- 1 条例化した先駆的制度の運用強化等により、確実な削減効果をあげる
- 2 東京における再生可能エネルギーの利用拡大

▶ プログラム 2 持続可能な自動車交通への転換

- 1 自動車からの地球温暖化阻止
- 2 環境基準未達成状況の解消

▶ プログラム 3 東京に緑をよみがえらせ、育み、活用する

- 1 東京の緑を守り、創出するための新たな仕組みづくり
- 2 街の緑の再生をめざすパイロット事業の展開
- 3 「自然の力・東京」事業の推進

▶ プログラム 4 先導的な産業廃棄物対策の展開

- 1 有害廃棄物の都内処理体制の確立
- 2 不法投棄対策の強化
- 3 リサイクルの推進

▶ プログラム 5 環境の「負の遺産」を解消する

- 1 アスベスト飛散防止対策の強化・徹底
- 2 土壌汚染対策の推進
- 3 化学物質管理東京モデルの構築

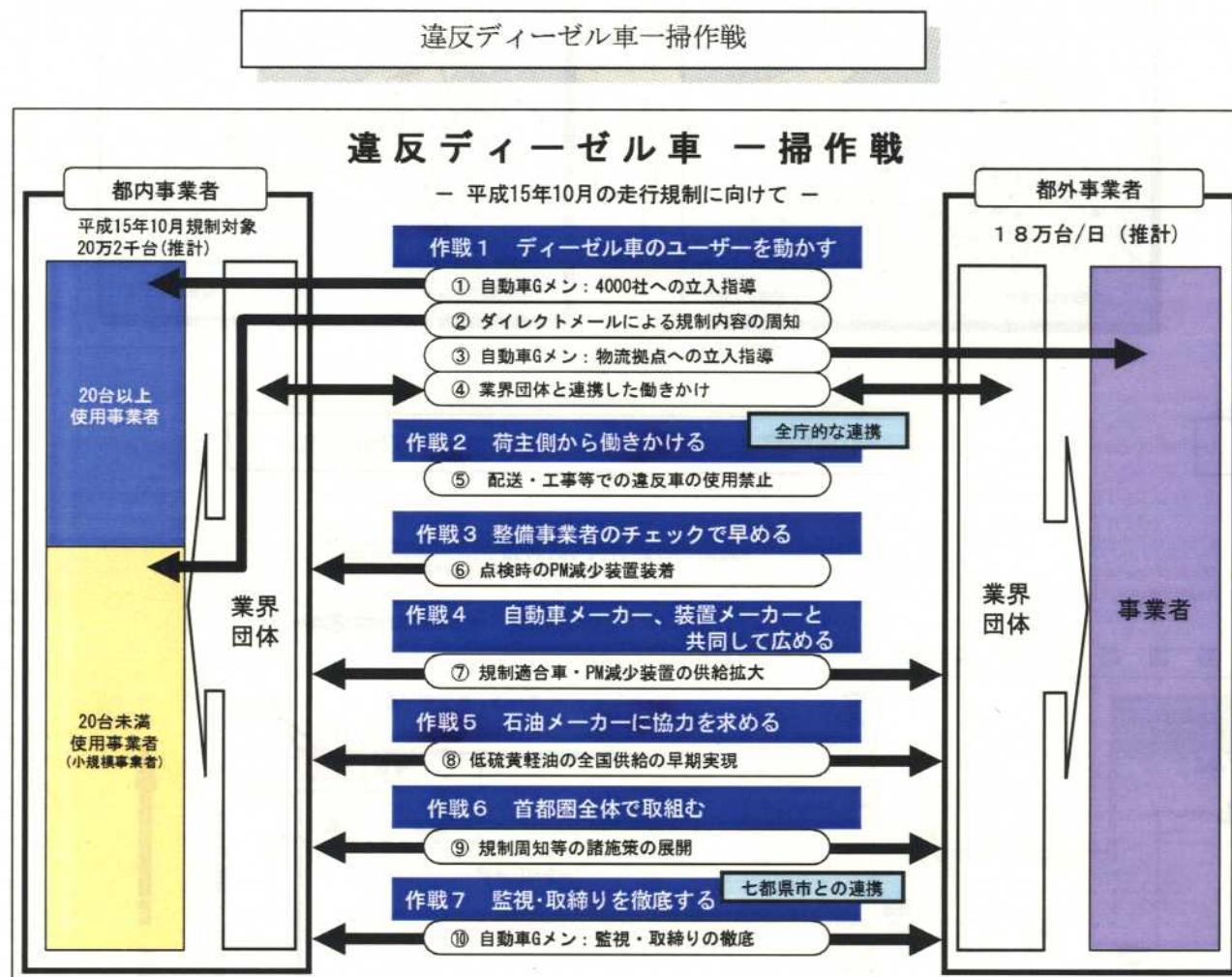
環境配慮が内在化された社会システムの構築

- 1 市場の力と連携した環境対策の展開
- 2 ヒートアイランド対策など都市開発等における環境配慮のルール化

5 各施策に関する参考資料

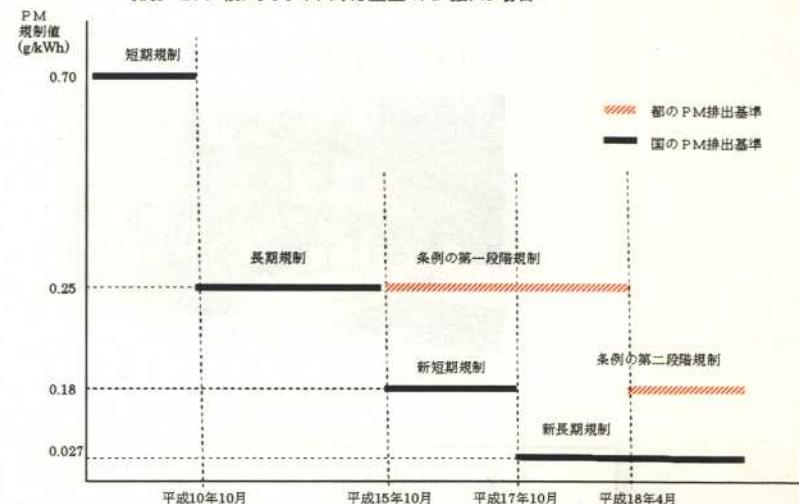
(1) 「健康で安全な環境の確保」

ア 自動車公害対策



条例規制の基準値

《例》2トン積トラック(車両総重量4トン強)の場合



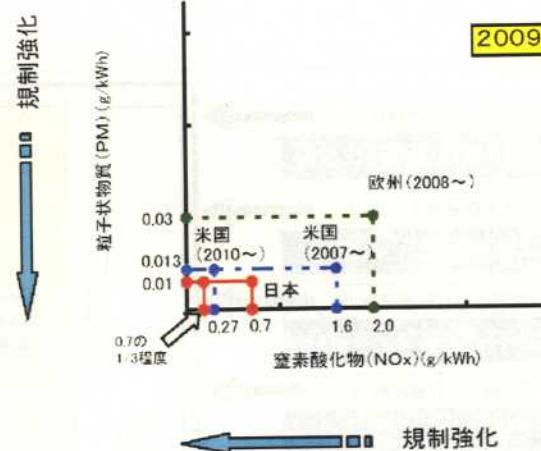
融資あっせん制度及び補助制度

融資あっせん制度	自動車低公害化促進資金	<ul style="list-style-type: none"> 東京信用保証協会が保証し、取扱金融機関が融資する。 融資対象は、都指定低公害車の購入及び最新規制適合車への買換え（ただし、3.5t以下はディーゼル車以外への買換え） 利率は、長期プライムレート 都の補助は、利子補給（金利の1/2）及び保証料補助（2/3）
	特別融資	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関の保証を得て、融資する。 融資対象は、NO_x・PM法の規制対象となるトラック・バス等のディーゼル車から最新規制適合車への買替え
補助制度	PM減少装置	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種：長期規制車両で、3.5t超のディーゼル車（乗用車を除く）（限度額） <ul style="list-style-type: none"> 大型（車両総重量8t超）は20万円/台 小型（車両総重量3.5t超8t以下）は10万円/台

ディーゼル重量車の排出ガス規制値の比較

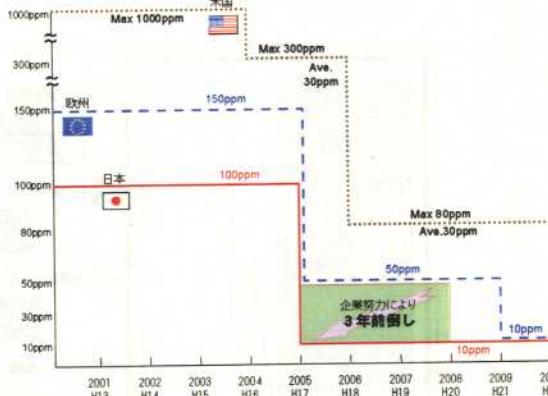
(出典：環境省資料)

2009・10年頃

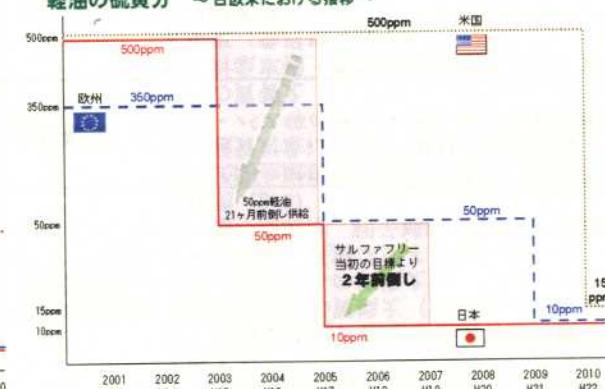


超低硫黄軽油・ガソリンの早期供給

ガソリンの硫黄分 ~日欧米における推移~



軽油の硫黄分 ~日欧米における推移~



自動車排出ガス測定局のSPM環境基準達成状況

有明水素ステーションと燃料電池バス



都営バス（運行台数1台）の営業路線での運行

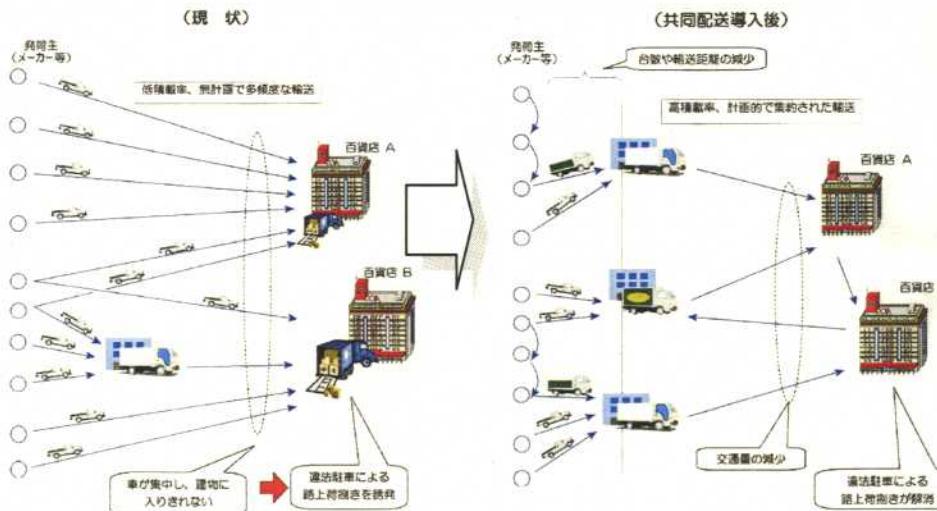
【営業路線】

東京駅八重洲口 ←→ 東京テレポート駅（系統 東16）
門前仲町 ←→ 東京テレポート駅（系統 海01）

通勤・通学パーク＆ライドの拡大



関東百貨店協会の共同配送



s-park サービスによる駐車場情報の提供

s-park

検索機能
大型駐車場
料金情報
満空

地図
P
詳細
検索

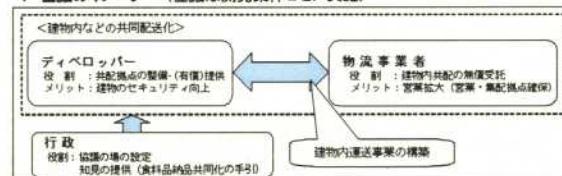
東京都新宿区南新宿1丁目付近
2006年2月14日 11:38現在
Copyright © Citys Mapping LLC. Powered by Mapion.

検索結果リスト	件数
エスティック新宿	40台
24時間RV駐車場	100台
新宿スマート駐車場	140台
新宿セントラル駐車場	200台
新宿エバーグリーン駐車場	90台
新宿三井ビル駐車場	200台

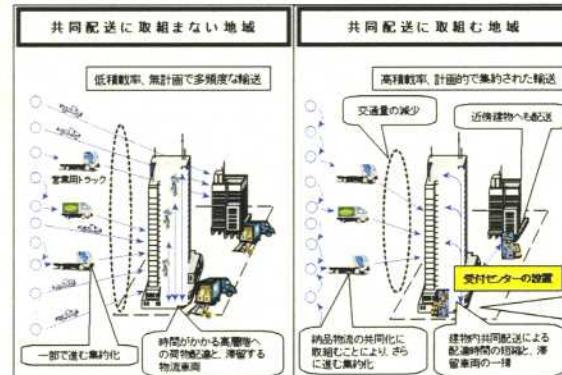
TOP | ランドマーク | 駐停位置 | 駐車場 | 東京空港 | 駐車場登録 | 駐車場検索 | 駐車場登録登録

環境物流プロジェクト会議

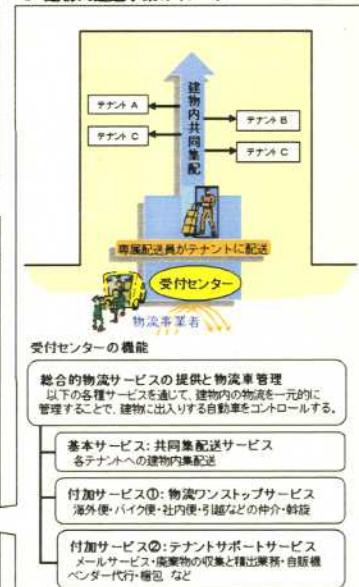
1 協議のイメージ (協議は開発案件ごとに実施)



2 共同配送のイメージ



3 建物内運送事業のイメージ



イ 有害化学物質対策

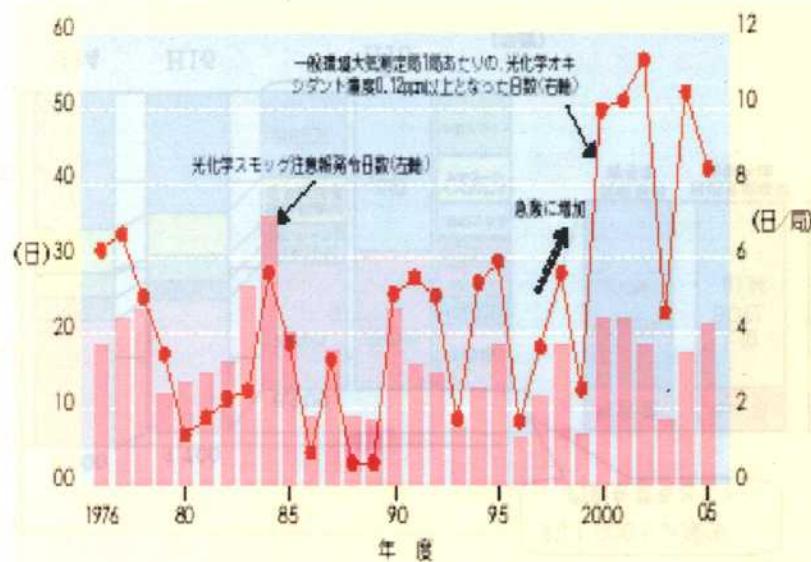
環境確保条例の化学物質適正管理と化学物質管理促進法（P R T R法）

	環境確保条例	化学物質管理促進法
対象事業所	工場・指定期作業場 年間取扱量：100kg以上 中小の塗装、印刷、メキシ、クリーニング、カシリンスタンク等	従業員21人以上の製造業等23業種 年間取扱量：1t以上 比較的大規模な工具
対象物質	適正管理化物質：59物質 性及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（条例で規定されている有害ガス及び有害物質）	第1種指定化物質：354物質 人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する化学物質
報告内容	使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量、事業所外（廃棄物、下水）への移動量の5項目	環境への排出量、事業所外（廃棄物、下水）への移動量の2項目
平成16年度分の 集計結果	報告事業所 3,094（事業所） 使用量 641.8（千トン） 製造量 0.4（千トン） 製品としての出荷量 518.8（千トン） 環境への排出量 6.7（千トン） 事業所外への移動量 6.8（千トン）	届出事業所 1,511（事業所） 環境への排出量 3.8（千トン） 事業所外への移動量 3.1（千トン）

平成16年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果

調査対象	調査 地点数	環境基準 達成地点数	環境濃度		環境基準	単位
			平均値	最大値		
大気	20	20	0.077	0.12	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用 水域	河川	42	39	0.31	1.3	1以下 pg-TEQ/L
	海域	8	8	0.25	0.73	1以下 pg-TEQ/L
	湖沼	1	1	0.071	0.071	1以下 pg-TEQ/L
	河川	42	41	27	570	150以下 pg-TEQ/g
	海域	8	8	28	57	150以下 pg-TEQ/g
	湖沼	1	1	9.2	9.2	150以下 pg-TEQ/g
地下水	10	10	0.09	0.24	1以下	pg-TEQ/L
土壤	41	41	9.8	40	1,000以下	pg-TEQ/g

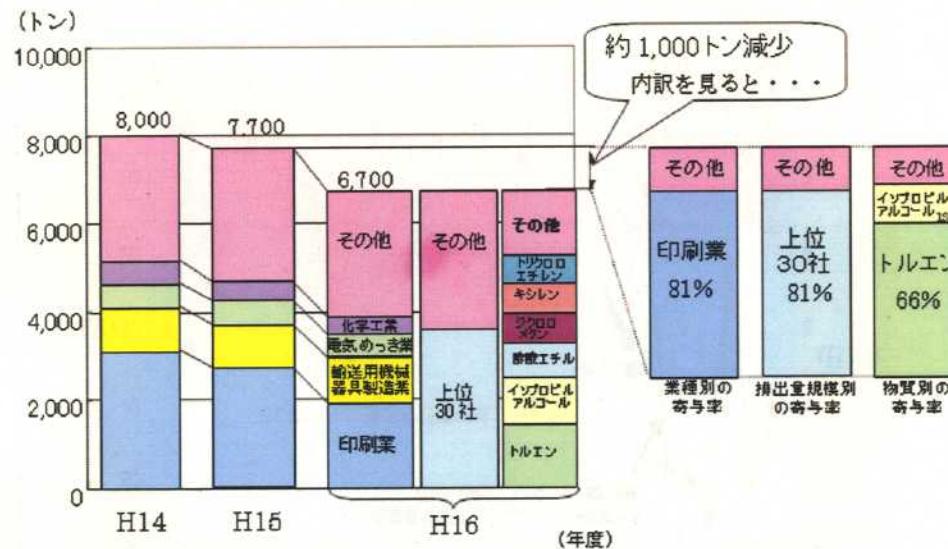
都内における光化学スモッグ注意報発令日数と高濃度日の経年変化



都内におけるダイオキシン類排出量の推計値
及び大気中のダイオキシン類濃度の推移



都内における化学物質の環境への排出量経年変化

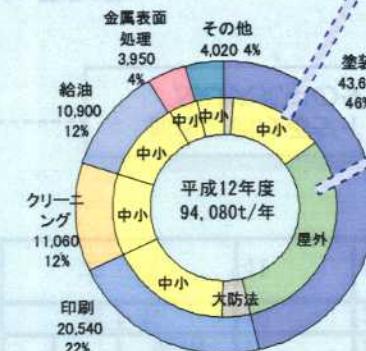


平成17年度 VOC削減対策

目標

- 光化学オキシダントの低減
- SPMの環境基準100%適合
- 有害化学物質の環境リスク低減

平成22年度までに、VOC排出量を30%以上削減する
(平成12年度比)



具体的取組み

中小事業者からの排出が6割以上

中小事業者の自主的取組支援

- VOC対策ガイドの作成・活用
- 技術アドバイザー派遣
- VOCに関する管理方法の作成支援

屋外塗装からの排出が約3割

低VOC製品の普及・啓発

- シンボル事業等による普及啓發
- 公共部門での低VOC製品優先使用
- 低VOC塗料ラベルによる普及拡大
- 八都県市による推進体制の構築

「ディーゼル車排出ガスの花粉症に対する影響について新たな知見」

- (1) ディーゼル車排出微粒子が、ヒトのスギ花粉症症状の発現や悪化に影響を及ぼすことが初めて分かった。
- (2) 妊娠中にあびたディーゼル車排出ガスが、生まれた仔に影響することが初めて分かった。

